HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的排除と法システム（１）：システム作動要因としての属人性
Author(s)	橋場, 典子
Citation	北大法学論集, 66(2), 316[63]-262[117]
Issue Date	2015-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59609
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no2_04.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　　説

社会的排除と法システム（1）

―― システム作動要因としての属人性 ――

橋　場　典　子

目　　次

序章　問題設定と本稿の意義
　第一節　問題の所在
　第二節　本稿の目的・構成

第Ⅰ部　現代社会における排除
第一章　現代日本社会のリアリティ
　第一節　社会的排除状態
　第二節　日本社会の構造転換

第二章　社会的排除と社会的包摂
　第一節　社会的排除概念の発生と背景
　第二節　「貧困」概念と「社会的排除」概念
　第三節　複合的排除状態のリアリティ　　（以上、本号）

第Ⅱ部　「法教育」という逆説
第三章　「法教育」の射程
第四章　システムが内包する排除性

第Ⅲ部　システム・信頼・属人性
第五章　社会的包摂と信頼
第六章　システム作動要因としての属人性（パーソナリティ）
第七章　現代社会における「法」の応答性
終章　現代社会において「法」が果たす役割とは

序章　問題設定と本稿の意義

第一節　問題の所在

本研究は、法的機関の充実や相談窓口の増設に代表される一連の制度的側面の整備と、当事者自身による法使用との間に存在している乖離状態に焦点を当て、両者間の断絶を克服し得る規定因子を探究するものである。具体的には、社会的排除状態（social exclusion）にある当事者が、法システムを活用する際に直面する心理的障壁の存在に注目し、法律専門職をはじめとする当事者に身近に接する第三者達による関わり合いがいかにして法システム活用の際に発生する心理的障壁の克服に寄与しているのかについて、実証的分析を踏まえ検討を行う。

法システムへのアクセスに困難が伴う場合、そこには隠された法需要、少なくとも充足されていない法需要が存在している[1]。法実現の過程には法規範の存在、当事者による権利主張、法関連機関の活用など一連の流れを踏む必要があるが、そもそも法的問題発生への気付きがない場合や、あるいは気付きがあっても何かしらの理由により法使用行動を避けている場合なども存在している。

（1）構造的側面に依拠した司法アクセスの保障

法システムへのアクセスに困難が伴う場合の構造的な要因としては、住んでいる地域に弁護士をはじめとする法律専門職がいないといういわゆる司法過疎の問題や[2]、訴訟にしたくない場合の紛争処理方法について

---

[1]「司法アクセス」が意味するところについて濱野（2006）は、狭い意味の法律問題の処理に留まらず、「生の紛争・問題を法の視点に即して構築したものが「法律問題」として人工的に切り取られたものである」という理解に立ち、重要なのは「依頼者の最も満足する解決のあり方を依頼者とともに検討し、支援すること」であると捉えている（濱野亮（2006）「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」ジュリスト1305号、1頁）。

[2] 司法過疎の問題は、従来から日本の法社会学研究において、また日本弁護士連合会を中心とする各法曹団体において、弁護士をはじめとする法律専門職の偏在問題として研究の蓄積がなされ、解決のための実践的取り組みが行われてきた。なお、全弁護士数に占める大都市圏（東京三会）所属の割合が1960年代

の制度設計及び周知が不十分である点などが挙げられる。これらについては、日弁連及び法テラスによる一連の司法過疎対策[3]や、法的情報の提供[4]、ADR の取り組みなど[5]、構造的側面に関する法関連機関の整備に

以降近年にいたるまで高い割合を維持しているとして弁護士人口偏在の指標を示すものに、樫村志郎（2005）「司法改革の視点―司法過疎とその視点―」法社会学第63号、有斐閣、161-185頁。

[3] 市民に身近な司法の実現を目指す取り組みをまとめたものとして、本林徹・大出良知・土屋美明・明賀英樹編（2008）『市民と司法の架け橋を目指して』日本評論社、がある。そこでは、全国各地で市民の司法アクセス障碍の解消に向けて活動を始めた日本司法支援センターの常勤弁護士（スタッフ弁護士）らによる日々の弁護活動の実態が報告されている。関連して、総合法律支援法の意義と課題を、司法アクセスの観点から分析したものとして、法律扶助協会編（2007）『市民と司法―総合法律支援の意義と課題―』エディックス。その中で小島（2007）は、財団法人法律扶助協会の業務が日本司法支援センターに引き継がれたことを、「司法アクセスのための国家的な新たな仕組みの１つ」であり、「本格的な国家的事業としての民事法律扶助がその新たな展開を始めた」転換点として捉えている（小島武司（2007）「司法アクセスの意義とその内容」財団法人法律扶助協会編『市民と司法』エディックス、９頁）。「さまざまな法的救済の阻害要因」に着目して「法的救済へのより包括的なアプローチを探る必要がある」として、「正義への普遍的アクセス」を保障する「正義の総合システム」理論の重要性を指摘する小島の主張（小島2007:12-40）は、社会的排除状態の発生とシステムからの疎外状況に焦点を置く本稿の問題意識と共通している部分が多い。また、大石（2007）は、「法的ニーズの把握は社会的排除の内容とその程度の認識とも深く関連している」として、司法制度の運用におけるリーガル・ニーズ調査の重要性を指摘している（大石哲夫（2007）「リーガル・ニーズ調査の意義と役割―その歴史と現状―」財団法人法律扶助協会編『市民と司法』エディックス、124-127頁）。

[4] 法的情報の提供は、総合法律支援法第30条で日本司法支援センターの基幹業務の１つに位置づけられている。

[5] ADR（Alternative Dispute Resolution）は、仲裁や調整、あっせんなどの裁判によらない紛争解決方法（裁判外紛争解決）を指す。2004年12月に「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律（ADR 法）」が公布され、2007年４月から試行された。しばしば ADR は、相談や交渉も含む多義的な概念として使用される場合もあるが、山本・山田（2008）によると、ADR 法による定義では第三者の関わりが想定されており、その点で ADR は斡旋・調停・仲裁に限

より一定の解決策の提示が試みられている[6]。

例えば、先の司法制度改革の一環として施行された総合法律支援法に基づく法テラスの設置[7]は、資力の乏しい人々への法的支援の提供（民事法律扶助制度の充実）や、ゼロワン地域における弁護士の赴任など、これまで司法の空白地帯に位置づけられていた人々に対して一定の効果を

定されると捉えられている（山本和彦・山田文（2008）『ADR 仲裁法』日本評論社、７-10頁）。なお、ADR 概念が生まれた背景として早川（2004）は、「権威者の判断を仰ぐような権力的紛争システムそれ自体を嫌悪し、紛争に直面した当事者同士が自分たちの手により解決方法を発見するために非権力的な紛争システムを希求した」として、1960年代のアメリカ社会における反体制運動の発生が背景にあったと分析している。（早川吉尚（2004）「紛争解決システムの権力性と ADR における手続きの柔軟化」早川吉尚・山田文・濱野亮編『ADR の基本的視座』信山社、３-20頁。）

[6] 日本弁護士連合会が2001年から開始しているひまわり基金事業については、当初、司法過疎地における法的ニーズの存在自体への疑問視や経済的に成立し得ないのではないかという不安視があったとされるが、2013年１月現在全国に112カ所の設置がなされ（うち41事務所が任期終了後に定着、２事務所が廃止。2013年１月時点で稼働している事務所は69事務所）、一定の収益を挙げていることが報告されている（田岡直博（2008）「司法過疎地解消に向けた弁護士会の取り組み」月報司法書士2008年４月号、10頁）。なお、司法過疎地における「法的ニーズ」について阿部（2007）は、ひまわり基金法律事務所が開設される以前から充たされることなく存在していた法的ニーズ（阿部はこれを「ニーズ先行仮説」と呼んでいる）と、司法過疎対策により新たに創出された法的ニーズ（「ニーズ創出仮説」）の二通りに分類できると分析しており、司法過疎における法的ニーズと言う場合には暗黙のうちにニーズ先行仮説が存在していたのではないかと指摘した上で、法律事務所の開設が地域住民の意識にどのような変化をもたらしたのか、すなわちニーズ創出仮説の実態について、定量的データを手がかりに検討している（阿部昌樹（2007）「司法過疎がもたらすもの」大阪市立大学法学雑誌54巻１号、４-５頁）。関連して、樫村志郎（2007）「『司法過疎』とはなにか」林信夫･佐藤岩夫編『法の生成と民法の体系』創文社、417-462頁）。

[7] 日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法に基づき2006年４月10日に設立され、同年10月２日に業務を開始した。総合法律支援法の立法過程については、古口章（2005）『司法制度改革概説５・総合法律支援法／法曹養成関連法』商事法務、３-111頁）に詳しい。

挙げている[8]。同様に、構造的要因に根拠づけられる法システムへのアクセス阻害を除去するための取り組みとしては、法関連機関のホームページ等の充実による法的情報の提供や、紛争解決相談窓口の増設、それらに関わる人的資源の増員、メディアの活用など、様々な手段を用いて法的情報の提供を充実させるための施策が取られている[9]。また、法律相談に持ち込まれる案件には福祉的問題、教育的問題など、いくつもの問題が複雑に絡み合って存在している場合が多いことに着目し、こうした複雑に絡み合った問題について複数の窓口を経ずに１カ所に赴くことで解決方法を模索し得る「場」を提供し、同時に当事者の負担感を軽減させることにより、法システムへのアクセスを物理的にも心理的にも促進しようと試みる取り組みとして、ワンストップサービス[10]が挙げられる。

---

[8] 司法制度改革論議と法律扶助の役割について、竹下守夫（2002）「法律扶助の目的と政策―司法制度改革と法律扶助の役割―」財団法人法律扶助協会編『日本の法律扶助―五十年の歴史と課題―』精興社、171-190頁。

[9] 法的情報の提供方法について、法テラスコールセンターの機能やwebサイトでの情報提供、また図書館における法的情報提供の可能性について論じた上で、情報提供者は援助を必要とする人々がもつ心理的障壁を考慮に入れた対応が求められると指摘したものに、大澤恒夫（2007）「司法情報の提供方法―多様な可能性―」財団法人法律扶助協会編『市民と司法―総合法律支援の意義と課題―』エディックス、179-192頁。また、諸外国におけるリーガル・サービスとITとの関連性について紹介したものに、指宿信（2006）「リーガル・サービスとIT：その活用と展開をめぐって―諸外国での取り組みを参考にして―」リーガル・エイド研究第12号、83-98頁。

[10] 複数の窓口や機関に行かなくても手続きや相談が可能になる概念を指す。本稿では特に紛争処理過程における多職種連携によるワンストップサービスを念頭においているが、例えば厚生労働省が行っているワンストップサービスデイでは社会福祉協議会や自治体、弁護士会等が連携することにより失業者に必要である様々な側面における支援（多重債務、生活保護、年金、求職等）が行われている。なお、行政手続きの簡素化を進める政府の方針により、国交省では新車の登録や車検など従来は複数の役所に行く必要のあった手続きを自宅からインターネットで行えるサービスを自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムと呼び運用を始めている。いずれの取り組みも、手続きの煩雑さを軽減し利用者の負担を軽減することによりアクセス可能性を拡げようとする意図がある。

このように、一連の構造的側面に依拠した改善策の提示、すなわち「法関連機関の新設や機能の充実」、「法的情報の提供」、「アクセスポイントの拡充」などの取り組みは、市民が容易に法的情報へアクセスできることを、少なくとも制度上は保障していると言えよう。紛争処理の第一歩として、法関連機関へのアクセスビリティを従来よりも容易に確保できる状態を構造的に保障することは、総合法律支援法第二条で掲げられている「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」という基本理念にも合致している。

（2）本稿の着眼点

しかしながら、本稿でとりわけ注目したいのは、上記一連の施策にコミットできない人々、あるいはコミットしない人々の存在である。上記で挙げた構造的側面に依拠した一連の司法アクセス拡充のための施策の充実は、非常に有意義である一方、その「場」へ接近できない人々に対しては、支援を届ける術を持っていないというジレンマを抱えている。これは、システム自体が内包してしまう構造的ジレンマであると言えよう。すなわち、構造的側面に依拠した支援施策の有効性を実質的に高めるためにも、システムへコミットしようと思える状態の涵養に着目した方策の模索が喫緊に必要とされている。この問題は、社会的排除状態にある人々が権利としての社会保障を受ける際にも必要とされる要素であると同時に、一部の限定された状態にある人々だけに適応される問題ではなく、広く一般に汎用性を持つ問題群であると捉える事ができよう[11]。

[11] 法律専門家と非専門家における思考の差異について、木下（2006）は、2005年に行われた民事紛争全国調査の結果を基に、「法律の非専門家である一般の人にとって、裁判制度は、正義を司る専門機関ではある」と認識しつつも、「強い心理的抵抗を持っており、できれば裁判を回避したいと思っているようだ」（木下麻奈子（2006）「法制度と一般人の接点―法律の専門家と非専門家の思考の差異―」リーガル・エイド第12号、67頁）と分析した上で、「裁判の潜在的ユーザーが持つ心理的距離」に着目し、「人びとと法や法制度との間にある心理的な距離を縮める」ことが重要であると指摘している（同掲木下（2006）、77-78頁）。この指摘からは、裁判に対する忌避意識が、社会的排除状態にある人に限定し

システムがその性質上内包してしまう排除性の問題を直視し、システムへコミットしてもよいと思える基盤を実証的に探究することが求められている。

（3）法システム活用に伴う「見えない壁」の存在

上記に挙げた一連の司法制度改革に伴う施策、すなわち法関連機関の充実や法的情報の提供、またアクセスポイントの増設などの取り組みは、構造的側面に由来するアクセス阻害要因の除去には一定の効果をもたらしている。

一方で、システム自体に親和性を持てない人々、すなわちシステムが想定する範疇から疎外されている人々のもとには、上記に挙げたような一連の施策は届いていない。ある程度届いていたとしても、活用には結びついていない現状にある。仮に法的情報に接する機会があったり、何かしらのタイミングで表面上は法的情報に接したりしたとしても、「情報を知っていること」と、「実際に活用すること」の間には大きなギャップが存在している。重要なのは、法的ニーズがあるところに適切な支援が届いていないという構造的側面に依拠した対策と同時に、システムへのコミットメント基盤自体を失っている人々のリアリティを直視した観点からの対策を考えることである。

①知識と活用のギャップ

そもそも法的知識を「知っている」ということと、それを「活用する」ということの間にはどのようなギャップが存在しているのだろうか。議論の出発点として、ここでは2008年に行われた大規模調査のデータに着目する[12]。

法使用行動に関する総合的かつ実証的研究は、法社会学の分野におい

て存在している訳ではなく、広く一般に非専門家である人びとの間で存在していることがうかがえる。

[12] 日本司法支援センター（2008）『法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書』。法律扶助へのニーズと利用状況に関する分析を目的にした調査。20歳以上の3000名を対象に個別面接聴取調査を行ったもの。調査時期は2008年９月～11月。有効回収数は1636名、有効回答率は54.5％。ほぼ同時期に、路上生活者への聴取調査も行われている。

て既に複数の重要な研究が蓄積されている[13]。それら多くの重要な先行研究は、法使用行動の規定因子として法意識を捉えており、法律専門職の存在と相談機関の認知が人々の訴訟行動を左右する要素として存在していると指摘している[14]。

2008年に行われた一般市民を対象にした全国規模の意識調査では、法律・福祉問題の経験状況、相談状況、対応状況等について聴取調査が行われ、20 ～ 29歳を若年層、30 ～ 49歳を中堅層、50 ～ 64歳を壮年層、65歳以上を高齢層という４区分を設定し、それぞれの層における法律問題発生頻度と法律専門家へのアクセス頻度など、多岐にわたる項目について比較・検討がなされている[15]。

そのうち、「弁護士・司法書士」へのアクセス頻度を問う項目では、若年層では法律問題を抱えた人のうち7.7％しか「弁護士・司法書士」に相談していない。相談先のほとんどは、「家族・親戚」「友人・知人・近所の人」であった[16]。これに対し、別の層における「弁護士・司法書士」へのアクセス率は、中堅層で24.8％、壮年層で37.3％、高齢層では33.3％と、いずれの層でも若年層の「弁護士・司法書士」アクセスより概ね３倍から５倍程度高い数値を示している。

また、「最も重要な法律問題の相談先」という項目で、どこの相談先にも相談しないという選択、すなわち「相談なし」を選択した割合は、若年層で34.6％であるのに対し、別の層で「相談なし」を選択した割合は、

[13] 例えば、太田勝造、ダニエル・H・フット、濱野亮編著（2009）『法社会学の新世代』有斐閣。樫村志郎、武士俣敦編（2010）『トラブル経験と相談行動』東京大学出版会、など。

[14] 相談機関の類型化が進みタコ壺化している傾向があるために、日本においては最初に非司法型の相談機関に相談した人がさらに司法型相談機関へと足を運ぶ可能性が少ないと指摘したものに、村山眞維（2009）「わが国における弁護士利用パターンの特徴―法化社会における紛争処理と民事司法：国際比較を交えて」法社会学第70号、有斐閣、27-28頁。

[15] 調査自体の詳細について、前掲日本司法支援センター報告書（2008）以外の論考としては、菅原郁夫（2011）「ニーズ調査の結果からみた民事法律扶助の現状と課題」ジュリスト1415号、27-32頁に詳しい。

[16] 前掲日本司法支援センター報告書（2008）37-38頁。

中堅層で18.8％、壮年層で29.3％、高齢層で36.5％であった。この項目結果からは、若年層と高齢層における「相談なし」の割合が多いことが読み取れる。若年層における「相談なし」の割合が高い理由の一つとして、年齢を重ねることによる人間関係の拡がりにおいて不利であること、すなわち職場における人間関係の構築や友人関係の拡がりの機会自体が中堅層に比べて少ないことが１つの要因として予想される。同時に、高齢層で再び「相談なし」の割合が増加していることからは、一度構築したはずの「相談先」の確保が、定年などによる雇用システムからの退出により喪失している可能性が示唆されている。つまり、若年層においては年齢の若さとそれに伴う人間関係の拡がりに限界がある点が「相談先」の確保とその拡大に不利条件として作用している一方で、高齢層においては中堅層・壮年層時代に築いた人間関係の喪失が「相談先」の喪失にも直結している様子を読み解くことができる。もちろん、回答を選んだ背景についてはさらなる追加調査が必要であり、当該データのみで一定の結論を示すことは拙速である。しかしながら、高齢に伴う１つの機能システム（雇用システム）からの退出が、その他の社会関係資本の喪失へと結びついている様子が推測され、また若年層においても、成長に伴いうまく各機能システムを活用できる状況にある場合には、職場等を通した人間関係の構築と拡大、そして「相談先」の確保が期待されるものの、人生の前半期においてすでにシステムからの排除状態にある場合には、そうした関係拡張に由来する社会関係資本の獲得は困難になる。したがって、疎外状況の有無にかかわらず、「相談なし」を選択した背景に潜む要因を検証し、「知っていること」と「活用すること」の乖離を軽減させる方策を考えることが今後の重大な課題として存在していると言えよう[17]。

[17] 例えば、「相談なし」という項目を選択する背景要因の探究をすること、すなわち法律専門職集団が持つ権威性の問題や、「相談先」自体の存在を把握していないという実態、そして相談先の存在は把握していても相談を躊躇したり拒否したりするというリアリティなど、背景要因として存在していると予測される問題点をいくつかのカテゴリーに分けて抽出し、「相談なし」を選択するメカニズムを検証することが、システムの存在と実際の活用との間に存在しているギャップを解明する上で有意義であると思われる。本稿では、そのための

②システムが内包する排除性

法的機関へのアクセスを拒絶したり、法的情報を提供している「場」（例えば役所や弁護士会などで定期的に開催されている無料法律相談や、図書館や公民館に設置されている法的情報提供コーナーなど）に参加しようと思わない、あるいは思えない状況に置かれている人々の存在は、法システムへのアクセス阻害要因が、構造的側面に限定して論じられることの限界点を示している。とりわけ、第五章で詳しく見るように、法の制度的側面を活用することに伴うスティグマや、公的なものに対する不信感、自己や社会に対する疎外感などは、法制度活用の逆機能として指摘できよう[18]。構造的あるいは制度的に設置された「場」に赴くためには、自らを客観視して自分の置かれている状況を把握する力、そしてその状況を他者に伝達することのできる力、助言や解決方法を実際に活用できる力など、法使用行動に必要とされる一連の「力」が要求される。そして、その第一歩に位置づけられる意欲、すなわち「場」に行ってみよう、制度を活用してみよう、相談してみようなどという、各々の段階において行動に移ることを可能にする意欲に代表される心理的作用こそが、システム作動の根本的な要素として存在している。

システム作動の基盤を構成している様々な意欲が欠如していたり、心理的要因により「場」への接近を拒否したりしている場合は、権利として主体的に法を活用する機会を失い、法システムの構造的枠組みからこぼれおちてしまう可能性が高い。さらに問題なのは、構造的側面を整備し数々の施策を立ててもなお制度メカニズムにコミットしてこない場合、その背景にいかなる要因があるとしても、あくまでもそこから生じ得る不利益は、「自らが選んだ事柄」として個人の責任の範疇として位

１つのステップとして、若年層が相談先の１つとして法律専門職を認識すること、すなわち社会資源の１つとして弁護士や司法書士等の法律専門職を位置づけて捉えることが一定の有意性を持つのではないかという論証を、第Ⅱ部及び第Ⅲ部において行う。

[18] 生活保護制度利用に伴うスティグマや法制度への参加を拒む心理的要因に着目し、社会的包摂と法の教育との関連について述べたものとして、橋場典子（2011）「社会的包摂と法教育」法社会学第75号『法の教育』有斐閣、105-119頁。

置づけられ扱われている実態が存在していることである[19]。ここに、システム自体が本質的に内包してしまう「排除性のジレンマ」が存在している。

③アクセス拒絶の背景

システムへのアクセス拒絶を、表出した現象としてのみ捉えることは、その背景に存在している構造的排除状態に起因するコミットメント基盤の喪失という事実を見逃す危険性を内包している。社会的排除状態への無関心と、自己責任論が相互関連した結果として、システムへの接近を左右する「意欲の低下」が生みだされているとするならば、構造的排除状態は次第に内面化され、自己疎外をうみ、さらなる「意欲の低下」が引き起こされるという、負のスパイラルに陥る可能性を示唆している。システムへアクセスし、活用し、解決を模索しようとする際に、最初の一歩として必要不可欠である「意欲」を失うことは、日常生活のありとあらゆる面で自己疎外を加速させ、自己肯定感を低下させることにつながる。自己肯定感の低下は、周囲の自己責任論とも相まって、さらに自尊感情を奪い、自分の存在意義という根本の自己信頼すら不安定なものとする。

もちろん、システムに包摂さえされていれば、すなわち包摂メカニズムの内部にいれば全てがうまくいくわけでは当然ない。しかしながら、少なくともシステムに包摂され、あるいはシステムへのアクセスを可能にする道筋が、実行可能なものとして当事者の選択肢の１つに位置づけられているとき、システムからの排除が引き起こす決定的な破壊力を伴った負のスパイラルから当事者を引き上げることが可能になる。社会的排除状態が顕在化している今日においては、フィクションとしての法存在ではなく、リアリティを反映したシステム構築を考え実行する必要に迫られていると言えよう。

では、どのような環境にあるときに、人は法システムをはじめとする各機能システムにコミットしてもよいと考えるのだろうか。まず、社会システムに参加するための前提条件として、参加するための社会的基盤

[19] 日本社会における自己責任論の蔓延を指摘したものとして、山田昌弘（2007）『希望格差社会―「負け組」の絶望感が日本を引き裂く―』筑摩書房。

が必要になってくる。その社会的基盤は、最初に社会への参加を許可されるときに形成され、その後、社会的基盤は個人の帰属への評価対象としてその性質を変化させていく。つまり、たいていの場合、生まれた時に届け出がなされることで構造的には国家や公共団体のメンバーと認められ、教育や医療、福祉などの公共サービスの提供を受ける権利が享受される。最初の一歩である社会的な基盤の確保は、一義的には共通した均等な参加が認められる仕組みとなっている。

しかしながら、実際のところ、その社会的基盤や、社会的基盤に伴う帰属は、「共通」でも「均等」でもない[20]。正確に言えば、社会的基盤の形成は自動的に均等になされるものではなく、その内実は、帰属するカテゴリーの性質に左右される要素が大きく、しかしながら表面的には自動的に均等に社会的基盤が構造的に構築されているとみなされている[21]。

例えば帰属する国や地域、また職種やジェンダー、さらに学歴や家柄、会社の規模・業績など、あらゆる側面によりランキングされ、個人の帰属は他者により評価される基準となっている。帰属のランキングにより、「自立した立派な市民である」と自他ともに認められると、社会への参加に対して内部（自己認識）からも、外部（他者からの承認、社会的居場所）からも承認が得られ、同時に個人と、個人が帰属する背景に対しても外部及び内部の両面からの「信頼」が生じる[22]。外部及び内部により支えられた信頼は自身の捉え方へと内面化していき、自己への肯定的認

[20] 日本社会に内在する格差構造について明解に論じたものに、佐藤俊樹（2000）『不平等社会日本』中央公論新社。

[21] 青年期と成人期の間にあるポスト青年期という新しいライフステージが、実際のところ不安定な若者たちを量産していると指摘したものに、宮本みち子（2002）『若者が≪社会的弱者≫に転落する』洋泉社。また、貧困の把握においては以前から女性の貧困問題が存在していたにもかかわらず、ワーキング・プア問題が勤労世代の男性にも拡がるようになったときに初めて社会問題として把握されるようになったと指摘し、貧困と社会的排除の事象をジェンダーのコンテクストから焦点を当て論じたものに、阿部彩（2011）「貧困の社会的排除―ジェンダーの視点からみた実態―」大沢真理編『承認と包摂へ―労働と生活の保障：ジェンダー社会科学の可能性 第２巻』岩波書店、113-142頁。

[22] 「信頼」を巡る諸議論については、本稿第Ⅱ部・第五章で詳しく述べる。

識へと結びつく。自分の中に確固たる心理的基盤、すなわち自己肯定感を涵養できると、その基盤をもとにして、積極的に社会へ関わろうと思える意欲の形成が容易になる[23]。すなわち、積極的に社会に関わろうという思考回路が違和感なく習慣化され、自己に対する肯定的感覚も芽生え、他者とのコミュニケーションを円滑に遂行する道筋が形成される。コミュニケーションの成功体験を多く積むことは、その後の人生のスムーズな展開可能性が高まることを意味している。

一方、社会への参加に対して、内部（自己認識）及び外部（他者からの承認、社会的居場所）からの信頼が低い場合、つまり、「自立した立派な市民」だと自他ともに認められにくいとき、帰属の評価についても低いランキングがなされている場合がほとんどである[24]。そうした場合、社会の一員としての心理的基盤は一気に脆くなる。

具体的に言えば、ホームレスや失業者など、そもそも評価の指標となり得る帰属自体がほとんど欠如している状態にある人々に対してしばしば向けられる視線は、自己肯定感を著しく傷つけ、住居や職業など、彼ら自身の帰属の証明になり得る場面への接近を、間接的に妨げる結果を

[23] 被虐待経験や非行経験のある子どもたちが自立援助ホームにおける他者との関わり合いにより自己存在の再定位を行う様子を詳細に観察したものとして、遠藤野ゆり（2009）『虐待された子どもの自立―現象学からみた思春期の意識―』東京大学出版会。とりわけ、過去の過酷な経験から話の中心をずらそうとする子どもたちの様子を、サルトルがいうところの自己欺瞞に引き付け考察し、自立援助ホームの夫婦職員が作り出す家庭的な雰囲気と、子どもを問い詰めずに逃げ場を作った上で対応するという一連の配慮が子どもたちの心理的負担を軽減させ、被虐待経験からの脱却を促している様子の描写（遠藤2009:53-184）は、身近な他者との信頼の醸成が、過去、現在、未来という時間軸で自己を再定位し、自己存在を肯定的に捉える事により社会参加基盤の構築がなされているというリアリティの存在を提示している。

[24] 外部及び内部からの信頼が低い場合、仲間同士における相互監視とインフォーマルな空間における文化を何よりも重視するという態度が形成される。学校文化への同化を激しく拒絶し、各機能システムに対する不信感を前面に表しながら学校権力への反抗を綿密なエスノグラフィーによって描き出した社会学の代表的な著作に、Paul Wills（1997=1985）『ハマータウンの野郎ども』熊沢誠・山田潤訳、筑摩書房。

生み出している。

つまり、社会への参加のキップは、一見生まれた時に皆に平等に与えられていると想定されているが、実はそうではない。例えば無戸籍児の存在はまさに人生の第一歩における社会的基盤の欠如を如実に表している。そこまでいかなくとも、つまり出生届が無事に提出され社会の構成員と認識された場合においても、養育者の経済的資本や文化的資本という基盤の内実の差異が、子どもの学歴形成・職業選択に有意な差となって出現している。

問題なのは、そうした表出しにくい隠蔽された不平等状態が、その後の人生においても継続してしまい、自己からの承認も他者や社会からの承認も得られない状態を固定化し、結果としてシステムに参加するための意欲すら奪いかねない、という現実が存在していることである。そして、システム自体が性質上内包してしまうジレンマへの無自覚性が、その不平等状態を助長しているというリアリティである。より具体的に言えば、人々が行う「選択」は、実際には各人の帰属する階層やジェンダーなどによる構造的な制約を多分に反映しているにも関わらず、その「選択」はあくまでも個人的に構成されたものとして捉えられているという実態である。均等に与えられているはずの社会への参加の機会は、実際のところ「均等」ではなく、個人が「選択」できる幅には大きな開きが存在している。ところがシステムは、システムに参加できない状態を顧慮する術を持っていない。まさにそこに、システムがその特性として持つメリットとデメリットの相克状態が生じているのである。

第二節　本稿の目的・構成

こうした現実を鑑みたとき、法システムやその他の機能システムの活用は、それらにコミットしようと思うか、思わないかという、心理的要因に大きく影響されており、システム自体がその性質上内包してしまうジレンマ、つまりシステム自体が持つ排除性の存在とアクセス拒絶の背景要因への無自覚性が、法システムやその他の機能システムの活用を阻害するもう一つの側面として存在していると捉えることができる。とりわけ社会的排除状態にいる人々にとって、法システムの存在と実際の活用との間には、複数の多層的な疎外状況が「見えない壁」として存在し

ている。

こうしたリアリティに直面したとき、システム存在と活用との断絶を克服し、社会に参加してもよいと思えるコミットメント基盤を確立するためにはどのような要素が必要とされるであろうか。

本稿では、近年注目を集めている格差問題や社会関係の希薄化、また若者や生活困窮者の自立支援などを素材に、まず、システムと個人との間に存在する乖離状態について構造的側面と心理的側面の両面から分析し、システム作動要因を探究する。つぎに、システム存在と活用との断絶を克服し得るものとして、つまりシステムがその性質上保持してしまうジレンマを克服し得る可能性を持つものとして、個別的な人間関係に依拠した信頼関係、すなわち属人性（パーソナリティ）がシステム活用への道標として有意義な働きをするのではないかという仮説に立ち、事例の実証的分析を基に検討を行う。

本稿は、三部構成を取っている。第Ⅰ部（第一章～第二章）においては、現代日本社会及び諸外国における社会的排除・疎外の実態について概観していく。具体的には、第一章において日本社会の構造転換に着目し、近年顕在化している関係的側面及び多次元的側面における社会的排除状態のリアリティを敷衍する。第二章においては諸外国における社会的排除／社会的包摂論を巡る諸議論を敷衍するとともに、どのようなアプローチが排除状態からの脱却に有効性を発揮するのかを検討する。（本号掲載分は第Ⅰ部。）

第Ⅱ部（第三章～第四章）においては、システムに内在する排除性に着目し、法教育実践が内包する課題について検討する。具体的には、第三章において社会参加型の実践を理念におく法教育実践の分析を通して、社会的包摂と法との関連性について考察する。第四章においては、法システム及び教育システムが内包するジレンマに着目する。一連の考察を通して「社会参加型の教育」を理念に据える法教育実践を学校教育システム内で実践することの限界点と、「法」を教育すること自体が持つ困難性及び展望を指摘する。

第Ⅲ部（第五章～第七章）においては、システム・信頼・属人性（パーソナリティ）に着目し、システムが実際に作動する際に属人的な関わり

合いがどのような効果を発揮しているのかについて、事例を取り上げ実証的に検討していく。具体的には、第五章において「信頼」を巡る諸議論を敷衍した上で、法システムや教育システムなどの分化した複数の機能システムへコミットするために必要不可欠な要素として存在しているのは、システム自体への「信頼」の確保であり、システム自体への「信頼」は属人的な（パーソナルな）信頼に由来して発生するのではないかという仮説をたて、先行研究の整理と理論的検討を行う。第六章においては、第五章で行った理論的検討を踏まえた上で、筆者が行ったフィールドワークで得られた知見の分析を行う。同時に、専門職の連携について、特に司法、福祉、教育、医療との間で行われている先駆的事例についても着目し、現代日本社会に必要とされる具体的方策について考察を深めていく。第七章においては、現代社会において法がいかに応答可能であるかについて、とりわけ求められる弁護士像の変化や社会資源としての法システム活用の可能性に着目して分析する。

第Ⅰ部～第Ⅲ部までの一連の考察を経たうえで、終章では、本稿全体のまとめを行う。すなわち、法システムをはじめとする複数の機能システムが作動するときどのような要因が背景に存在しているのか、システム存在と実際の活用との間にギャップがあるとすればどのような解決方法が考えられるのか、システム作動要因について実証的に探究した上で一定の結論を提示し、結論が持つ現代社会へのインパクトについても考察を行う。

第Ⅰ部　現代社会における排除

第一章　現代日本社会のリアリティ

はじめに

法は、その前提として全国民を対象としている。より正確に言えば、全国民を対象とすることを予定して制定されている。例えば、憲法には一人ひとりの個人に対等な権利を保障することが明記されているし、憲法に基づき制定されている諸制度、具体的には国民皆保険制度の存在や義務教育制度の存在は、全国民が等しく一定程度の社会保障あるいは教

育水準を享受できることを、制度上は意味している。

しかしながら、このような「法が想定する前提」と、現代社会のリアリティとの間には大きな乖離が存在している[25]。例えば、経済格差と医療格差との直結を防ごうとする国民皆保険制度の当初の理念は、非正規雇用の拡大や経済的困窮に由来する無保険者の存在が顕在化することにより、すでに理念と現実の乖離を発生させている[26]。同様に、全ての国民に開かれていることが予定されている司法制度へのアクセスは、実際のところ、各人が所属する階層や周囲にある社会関係資本（social capital）[27]の多寡によって大きく左右されている。

---

[25] 高等教育機会の獲得における階層間の差異について、岩本健良（2000）「新しい市民社会の高等教育」高坂健次編『日本の階層システム６―階層社会から新しい市民社会へ―』東京大学出版会、73-93頁。高学歴化と階層帰属意識との関連について考察したものとして、数土直紀（2011）「高学歴化と階層帰属意識の変容」齋藤友里子・三隅一人編『流動化のなかの社会意識―現代の階層社会３―』東京大学出版会、17-30頁。

[26] 日本の社会保険の空洞化について、雇用システムの構造転換にうまく適応できていないために地域保険のみならず職域保険までもが空洞化していると指摘しているものに、大沢真理（2004）「綻びる日本型セーフティネット」川口清史・大沢真理編『市民がつくるくらしのセーフティネット―信頼と安心のコミュニティをめざして』日本評論社、11-34頁。また、大沢真理（2007）『現代日本の生活保障システム―座標とゆくえ―』岩波書店。雇用者全体に占める非正規雇用労働者の割合は、2013年度時点で36.7％を記録している。とくに15歳～24歳の若年層においては、平成5年時点では全体の11.5％が非正規雇用労働であったのに対し、10年後の平成15年時点においては全体の32.1％を記録し、大幅にその割合が上昇している（総務省労働力調査）。非正規雇用の場合、雇用の不安定さに加え、職場におけるキャリア形成（OJT 等）を獲得する機会においても不利状況が構造的に蓄積されやすい立場に置かれている。

[27] 社会関係資本（social capital）について本稿では、ロバート・D・パットナム（2001）『哲学する民主主義―伝統と改革の市民的構造―』河田潤一訳、NTT 出版、206頁の定義、すなわち「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善することのできる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」であるとする捉え方を指している。パットナムによると、社会関係資本とはコミュニティの成員に対して社会的な役割やアイデンティティ、帰属の場所を提供するものであるとされている。

このような実態、すなわち、「法」が捉えきれてこなかった人々の存在や、個人が持っている社会関係資本の多寡が制度自体の活用・不活用を左右しているというリアリティの存在は、法存在とその機能との間に大きなギャップが生じていることを明らかにしている。

では、そのようなギャップは具体的にどのような背景のもとに存在しているのだろうか。そして、そのギャップを可能な限り克服し、システム存在を机上の空論ではなく、有効に機能させるためにはどのような要素が重要なキーワードとして抽出できるのだろうか。本章ではまず、今日の日本で顕在化している社会的排除状態について焦点を当て、それが具体的にどのような状態を指し、どのような背景のもとに発生しているのかについて概観していく。

第一節　社会的排除状態

今日、日本においても、「社会的排除」ないし「社会的包摂」という言葉を様々な場面で見聞きする。2000年代半ばに現代社会の様相を鮮やかに表している言葉として、「無縁社会」や「格差社会」という言葉がマスコミを発信源として世間の注目を集めるに至ったことは記憶に新しい。

2010年のOECD調査によると、日本のジニ係数[28]は0.32であり、OECD諸国の平均値である0.31を上回っている。また、相対的貧困率[29]は、

[28] 社会における所得分配の不平等さを測る指標。ローレンツ曲線（1905年にアメリカの経済学者マックス・ローレンスが発表したもの。日本の国勢調査でも都道府県別のローレンツ曲線が使われている。事象の集中度合いを示す曲線。）を基に、1936年イタリアの統計学者のコラッド・ジニにより考案された。係数の範囲は0から1までで、0に近いほど格差が少なく、1に近いほど格差が大きい状態であることを指す。一般的に、0.4を超えると社会不安定感が増すと言われている。日本の厚労省が実施している所得再分配調査は、このジニ係数を使って所得分配の不平等度を計測して統計を出している。

[29] 相対的貧困（relative poverty）は、等価可処分所得が全国民の等価可処分所得の中央値（貧困線）の半分に満たない人々の割合を指す。反義語として、衣食住など生命維持に不可欠な最低限の基準を満たしていない状況を指す絶対的貧困（absolute poverty）があるが、各国における社会文脈を無視している点や貧困を引き起こす社会構造に対する視点が欠如しているという批判も存在している。

2011年時点で16％を記録した。これは統計を取り始めた1958年以降で最悪の数値であるとともに、世界各国と比較しても、メキシコの18.4％、トルコの17.4％、アメリカの17.1％に次ぐ四番目の高さである。一方、北欧諸国は総じて低い割合を示し、特にスウェーデンとデンマークは5.3％と最も低い数値を記録している。もちろん、統計の方法や割合だけを見て、すなわち歴史的文化的背景を軽視して、拙速に結論づけることは避けなければならないが、少なくとも現代日本社会は、国内の実感からみても海外比較の数値をみても、不平等感が蓄積され格差が増大しやすい状態、あるいはそのような状態が顕在化している状態である、と捉える事ができる。

では、相対的貧困率が上昇し格差社会が進行している現代の日本社会が直面している社会的排除状態とは具体的にどのような場面で生じ易く、またどのような経過をたどって発生しているのだろうか。

（1）多次元的関係資本からの排除

近年、日本では市場経済の流動化や雇用環境を取り巻く情勢の変化に伴い、社会的排除（social exclusion）の状況にある人々の存在が顕在化し、格差社会や無縁社会という言葉が注目を集めている[30]。そして、現状を打開する概念の１つとして、しばしば政策の議題上[31]において「社会的包摂（social inclusion）」という概念が登場している[32]。

例えば、社会的排除が示すところについて、日本における貧困問題研

[30] 現代日本における階層社会についての全国調査及び関連する研究としては、2005年社会階層と社会移動全国調査（SSM 調査）に基づく一連の研究蓄積（『現代の階層社会（1 ～ 3巻）』東京大学出版会）がある。

[31] 2011年、内閣府に社会的包摂推進室が設置された。

[32] 包摂（inclusion）概念の代表的な批判として、社会的統合を目指すいわゆるノーマライゼーションからの批判が存在する。こうした批判に関連して、社会的排除（social exclusion）の反義語として社会的包摂（social inclusion）を挙げるのではなく、参加型シティズンシップから検討する必要性があると指摘するものもある（R. Lister（2004＝2011）『貧困とは何か―概念・言説・ポリティクス―』松本伊智朗監訳、立木勝訳、明石書店、121頁。岡野八代（2009）『シティズンシップの政治学』白澤社、245-254頁）。

究の第一人者である岩田正美は、「主要な社会関係から特定の人々を閉め出す構造から、現代の社会問題を説明し、これを阻止して「社会的包摂」を実現しようとする政策の新しい言葉が、「社会的排除」（social exclusion）である」[33]と述べ、社会のあらゆる段階における諸活動への参加が阻害され、様々な側面における社会関係から断ち切られている状況が社会的排除状態であると捉えている。そして、貧困と社会的排除との違いについて岩田は、貧困が一定の生活水準を保つための資源（モノやサービス）の不足をコアな概念として表すのに対し、社会的排除は社会における「人と人との関係や位置づけ」に関する欠如を指すと指摘している[34]。

また、年越し派遣村の村長や内閣府参与も務めた湯浅誠は、社会と関わる機会そのものが欠落し、孤立している状況にある人々の存在と、そこに至る経緯に着目し、貧困状態にあるということが、「「金銭の溜め」「人間関係の溜め」「精神的な溜め」が総合的に失われ、奪われている状態」であると分析し、そうした状態に陥る背景には、教育過程や企業福祉、家族福祉、公的福祉、そして自分自身からの「排除」が根源的に存在していると指摘している[35]。

これら先行研究からは、「社会的排除（social exclusion）状況にある」ということが、物質的・経済的な資源の喪失という一元的な欠乏のみを指すものではなく、一元的資源の不足をきっかけに社会システムからの脱落を引き起こし、それが人間関係の希薄化や固定化を招き、最終的には自己

[33] 岩田正美（2008）『社会的排除―参加の欠如・不確かな帰属―』有斐閣、12頁。
[34] 前掲岩田（2008）、22-23頁。なお、社会的排除状態について阿部彩は、「金銭的な欠如状態だけではなく、社会の中で、「居場所」がなく、「役割」がなく、他者との「つながり」がない状況」であると捉えている（阿部彩（2011）『弱者の居場所がない社会―貧困・格差と社会的包摂―』講談社現代新書、124頁）。格差の大きい社会は誰にとっても居心地の悪い社会であるという阿部の指摘（阿部2011:124-159）は、格差社会のありようが人々の信頼性を低下させ、自己肯定感の欠如をも招きかねないと捉える本稿の問題意識と通底している。
[35] 湯浅誠（2008）『反貧困』岩波書店、80頁。なお、「包摂」「排除」という概念自体が多義性を持つ。これら社会的排除／包摂概念の歴史的背景および推移に関しては、本稿第二章において詳述する。

疎外へとつながっていくという一連の状況を指していることが分かる。

このように、現時点において社会的排除状態にあり、その負のスパイラルから脱却することが困難なメカニズムを、仮に「疎外メカニズム」と捉えるならば、それはどのような場面で、どのような経緯を経て発生するのだろうか。さらには、「疎外メカニズム」においては、具体的にどのような関係的側面からの疎外状態が起こっているのだろうか。

（2）具体的場面における疎外の背景

以下では、①ホームレス化の背景における複合的排除状態のリアリティ、②超高齢社会における疎外状況、③社会構造の変容に基づく人間関係の喪失、の３つの場面に着目し、関係的側面及び多次元的側面における排除状態の実態を概観する。

①ホームレス化の背景における複合的排除状態のリアリティ

あらゆる側面における排除状態が最も表出した形態の１つが、ホームレス状態にある人々であろう。ホームレス状態を、まさしく「ホームがない状態」というカテゴリーで捉えると、公園や路上などの野外で寝泊りをするといういわゆる従来型のホームレスだけではなく、ネットカフェ難民や24時間営業のファーストフード店などの屋内施設を利用して夜が明けるまで過ごす人々もその範疇に含まれる。

労働市場への参加を社会構造の基軸としてまわっている日本社会においては、雇用からの排除は、それに付随するあらゆる社会保障制度からの排除に直結している。もちろん全ての場合において、雇用からの排除が直ちに社会的排除状態を引き起こすわけではない。家族の支えに恵まれていたり経済的に裕福であったりする場合は例外である。しかしながら、構造的に引き起こされた排除状態の帰結は、まさしく一人ひとりの個人に付随した〈社会関係資本の有無〉によって左右されている。

社会的排除状態にある人々がどの程度存在しているかについて、各指標の排除分布を把握しようと試みた実態調査の１つに、国立社会保障・人口問題研究所が2006年に実施した「社会生活に関する実態調査」がある[36]。その調査報告によると、排除状態や剥奪状態には、一定の傾向が

[36] 国立社会保障・人口問題研究所（2007）「日本の社会保障制度における社会的

見られることが分かった。すなわち、排除や剥奪の状況に陥りやすい条件には、

・失業経験があること
・離婚経験があること
・学歴が相対的に低いこと（教育経験年数が少ない）

が挙げられている[37]。

加えて、調査対象者に15歳時点での生活実感について尋ねたところ、15歳時点の生活が苦しいという実感を持っていたと回答した人は、成人後の現時点の生活において排除指標に関連している割合が高くなっており、若年期の困窮状況が人生の中間期から後半期にも重大な影響を与えていることが明らかにされている[38]。これらの調査結果からは、失業経験や教育経験の低さ、そして少年時代からの困窮状態が「定点」の形成を作りにくくしており、それらの要因が複合的に関連して排除状態へ移行しやすい環境を発生させていると解釈することができよう。

社会的排除状態の実態を探る調査としては、調査時点ですでに排除状態に陥っている人（ホームレス等）に対する聴き取り調査が、研究者や

包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究報告書」。

[37] こうした調査が内包してしまう問題点として、調査に回答しているということは、対象者自身が調査に回答している時点で多かれ少なかれ何らかの形で調査を依頼された団体に関わりを持っていることが推察され、そのことは、帰属の不安定さや社会との関わりがない状態にある人々が調査結果に反映されないという、調査自体に潜むジレンマの構造を内包していることも同時に指摘できる。なおこの点については、先述した国立社会保障・人口問題研究所の調査の冒頭部分において回答対象者の選定を住民基本台帳に頼っていることを明記しており、調査による社会的排除状態の実態把握には一定の限界があることについても言及されている。

[38] 調査の詳細については、前掲国立社会保障･人口問題研究所（2007）の他に、菊池英明（2007）「排除されているのは誰か？―「社会生活に関する実態調査」からの検討―」季刊社会保障研究第43巻1号『特集：社会的排除と社会的包摂―理論と実証―』、4-14頁、及び阿部彩（2007）「日本における社会的排除の実態とその要因」季刊社会保障研究第43巻1号『特集：社会的排除と社会的包摂―理論と実証―』27-40頁に詳しい。

自治体、ジャーナリストらによって多く実施されている。

例えば、不安定就労と野宿との密接な関連について詳細なルポタージュを記した生田武志（2007）は、ホームレスの聴き取り調査から見いだした共通点として、彼ら彼女らが総じて「家族からの排除」「健康からの排除」「仕事からの排除」「住居からの排除」「金銭からの排除」という、複数の側面における排除を抱えていることを指摘し、その状態を「多重排除状態」と称して、彼ら彼女らのリアリティを描き出している[39]。

また、ホームレスの住所の剥奪について、とくに憲法が保障する権利との関係から論じたものとして、笹沼弘志（2008）がある。笹沼は、日本が伝統的に維持してきた「自立」概念について「二重の等式の支配」が存在していると指摘する[40]。すなわち、個人に対して自由の享受の条件として自己責任を要求する一方で（「自己決定」＝「自己責任」という等式）、諸事情により保護を必要とする者に対しては、保護と引き換えに自由を制約し保護者の恣意的支配への服従を強いている（「保護」＝「服従」という等式）という構造が存在していると分析している。

このような社会的排除状態のリアリティを踏まえた上で、岩田は、社会に「参加」する上での基盤となる「定点」の欠如を探るために、究極の排除状態としての路上ホームレスと、ネットカフェ難民に着目し分析を行っている[41]。特に、岩田が1999年に東京都内の路上生活者調査を基に行ったホームレス化の経過における職業と住宅における安定度変化の調査分析は、現時点においてホームレス状態にあることを局所的に捉えるのではなく、時間軸の中でホームレス化の経過を捉え、段階を経てホームレス化に至る経緯を綿密に分析している[42]。そこでは、一見社会的排除状態とは無縁であるように思われる人々、すなわち「職業安定・普通住宅・社会保険加入」というカテゴリーに位置づけられる人々が、失業や倒産、病気などを契機として、「路上」へと転がり落ちている経緯が示されている。岩田の分析からは、社会的排除の状態が、ある特定の層

[39] 生田武志（2007）『ルポ最底辺―不安定就労と野宿―』ちくま新書。
[40] 笹沼弘志（2008）『ホームレスと自立／排除』大月書店、29頁。
[41] 前掲岩田（2008）、58-79頁。
[42] 前掲岩田（2008）、64頁。

に固定化されて発生するものではなく、「失業」や「離婚経験」、「教育歴の短さ」、そして「早い段階での不利状況の発生および継続」が排除状態への引き金となって発生し、広く一般に誰にでも起こり得る問題群として存在しているというリアリティが指摘されている。

「失業」は仕事からの排除や金銭からの排除を引き起こし、家事労働を主として行っている専業主婦（主夫）にとって「離婚」は家族からの排除と同時に、住居からの排除や健康からの排除をも引き起こす場合がある。また「教育歴の短さ」は、とりわけ学校教育段階と職業への接続が密接な構造にある日本の教育制度を鑑みると、長期に安定した職場への足掛かりを得にくいデメリットとして機能している。

ホームレス化に代表される「疎外メカニズム」が発生する場面は、固定化された特殊な事例として出現するわけではなく、1つの側面における排除をきっかけとして、その他の側面における排除へと複合的に結びつき、結果としてあらゆる側面において疎外状況が助長されているリアリティが存在している。

②超高齢社会における疎外状況

社会的孤立の危機は、「雇用システム」と「住居」に定点をおく議論に限定されない。現代の日本社会で誰にでも必ず訪れる危機、それは超高齢社会の到来である。超高齢社会の到来の中では、これまで雇用システムにうまく参加し一見何の問題も抱えていないように自認している人々にとっても、社会的孤立状態が引き起こす社会的排除状態は近い将来必ず訪れる喫緊の課題として迫っている[43]。例えば、突然の解雇通告という雇用システムからの排除は、「住居」と「雇用」の両面を失うことにつながる。しかしながら、このようないわば直接的な剥奪状態を経験しなくても、社会関係資本の有無により社会的孤立を招き、結果として社会

[43] もちろん、長期剥奪状態から継続して高齢期に入る場合と、長期安定型雇用システムに手厚く生活保障をされていた段階から高齢期に入るのとでは前提となる社会資本が異なるため、当然老後の生活設計に大きな差が生じることも事実であるが、ここでは経済資本の多寡に左右される老後の安定ということに焦点を当てるのではなく、とりわけ個々人が持つ「人的資本」との関わり合いに左右される「心理的な」社会的孤立とそこから生じ得る社会的排除状態との関連性に焦点を当てる。

から疎外される場合も存在している。それが、超高齢社会の到来による社会的孤立の顕在化である。雇用システム以外における人間関係、例えば地域社会における人間関係や雇用システム以外の集団における人間関係などが乏しい場合、定年や解雇などによる雇用システムからの疎外は、段階を経て複合的側面における疎外状況へと繋がり得る。

言うまでもなく、現代の日本社会は超高齢社会である。内閣府調査によると、平成23（2011）年10月時点で、全人口１億2,780万人のうち65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,975万人（前年の2010年時点では2,925万人）となり、総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率は、23.3％（前年23.0％）を記録した。内訳をみると、65 ～ 74歳までの前期高齢者は1,540万人であり総人口に占める割合は11.8％を記録、75歳以上の後期高齢者は1,471万人、総人口に占める割合は11.5％を記録している[44]。2013年には、高齢化率は25.1％と、過去最高を記録した。

総務省「国勢調査」を基にした試算では、高齢者人口はいわゆる団塊の世代（1947年から1949年に生まれた人）が65歳以上となる2015年には3,395万人になると予想され、高齢者人口の伸びは2042年頃に減少に転じると見られているが、高齢化率自体はそれ以降も上昇すると予想されている。平均出生率も下がる一方であり、50歳時点で一度も結婚したことのない生涯未婚率は、2010年時点において、男性で20.1％、女性で10.6％に達している。また2030年度には、50代男性の４人に一人が単身世帯となると予想されている[45]。

超高齢社会の到来は、社会保障給付費にも大きな影響を与えている。国立社会保障・人口問題研究所が提示した平成21年度（2009年度）の社会保障給付費について見てみると、社会保障給付費と高齢者関係給付費は、統計の出発点である1970年から右肩上がりに上昇し、特に2009年には99兆8,507億円という過去最高水準を記録した。これは、社会保障給

[44] その他の項目について、19歳以下人口は総人口の13.1％、20 ～ 64歳人口は総人口の63.6％である。

[45] 内閣府（2012）「子ども・子育て白書」、高齢社会白書平成26年度版及び少子化社会対策白書平成26年度版より。もちろん、子どもをうむか否か、婚姻制度を活用するかしないかは個人の自由意思で決定する事柄である。

付費の対国民所得比でいうと29.4％であり、1970年の5.8％と比較してもその割合が大きい。また、2009年の社会保障給付費全体のうち高齢者関係給付金は68兆6,422億円であり、社会保障給付費に占める割合は68.7％にも上っている。

こうした状況を踏まえ、問題になってくるのは、人間関係を結ぶ「舞台」の喪失である。これまで雇用システムに付随していた人間関係の基盤、すなわち職場を基軸とした人間関係の構築とその維持は、雇用からの強制的排除（リストラなど）あるいは制度的退出（定年退職など）によって、人間関係を結ぶ舞台装置を喪失する。人間関係を結ぶ上で有効に作用していた舞台装置が無くなることは、それらに付随していた社会関係も同時に失う場合が多く、ほとんどの場合は現役時代よりも限定された人間関係の中で生活していくことになる。

もちろん、労働市場に依拠しない人間関係は存在するし、専業主婦（主夫）など、従前の雇用システムの場に人間関係形成の舞台を有しない場合においては、雇用システム以外の様々な日常生活の場面で人間関係を形成する舞台を独自に保持している。むしろ雇用システムに限定された場ではない関わり合いのほうが、地域社会との関わりや長期的な人間関係の構築・維持という面では、定年後の舞台の喪失という半強制的な退出がそれまで培ってきた人間関係を減少させるリスクが回避されるという点において、利点が多数存在する可能性もある。しかしながら、いずれにしても、人間関係を結ぶ1つの重要な舞台として雇用システムにおける場＝職場を位置づけていた場合、強制的（解雇等）にせよ制度的（定年等）にせよ、雇用システムからの排除ないし退出は、人間関係を結ぶ舞台の新たな設置を当事者に余儀なくさせ、新たな関係性を結べない人々は人的資本を徐々に喪失し、社会関係資本から疎外されやすい状況に陥る可能性に直面することになる[46]。

[46] 当然、リストラなどによる強制的な排除と、定年退職などによる制度的退出とでは、退職金の有無や生涯賃金の差、また退出／排除前の人間関係の様態などに大きな差異が存在し、その差異が「舞台装置を1つ喪失した」という同じ事象を前にして、当事者に異なる意味を付与する。

このように考えると、現時点において「疎外メカニズム」にはいないことと、将来においても「疎外メカニズム」にいないこととは別の問題であることが分かる。他者との関わり合いが社会的孤立を予防するという機能を持っていると考えるとき、超高齢社会の到来に伴う人間関係からの疎外の進行は、特定の層（現時点において排除状態にある）に限定されて当てはまる問題群ではなく、現代社会に生きる全ての人に直面している問題群であると言えよう。

③社会構造の変容に基づく人間関係の喪失

従来、雇用システムからのリタイア後の生活保障の場として、家庭内福祉が機能していたと指摘されている[47]。家庭内福祉が存在し、それがうまく機能する社会構造が維持されていたとき、雇用システムからの退出を迎えても、家族や地域社会に居場所を見いだすことが可能となり、本人が意識的に地域社会との関わり合いを取っていなくても、家族の構成員を通じて、間接的に社会にかかわるツールが複数確保されてきた。

しかしながら、予期せぬ解雇や不安定就労、また未婚率の上昇などの実態を見ていくと、これまでの日本社会があらゆる社会制度の基盤を構築する際の前提としてきた、「家族」を基礎におく社会構造自体が、もはや成立し得なくなってきている。男性稼ぎ主モデルによる安定継続雇用を維持するために家族が位置づけられ、育児や家事、介護などはそれらの主たる担い手である女性に一手に任され、家庭内労働と職場内労働の役割分担を前提に機能していた社会構造は、非正規雇用労働の増加や女性の社会進出により、現時点においてはすでにその根幹から崩壊していると言えよう。

では、実際に雇用システムからの退出を迎え、これまで人間関係の形成に不可欠であった雇用システムに依拠した舞台装置を失った人々は、雇用システムからの退出後、他者とどのようなコミュニケーションをとっているのであろうか。個々人が持つ社会関係資本は非常に多岐にわたるためその全体像を正確に概観することは不可能であるが、以下では

[47] 男性稼ぎ主モデルによる安定継続雇用を維持させるために、育児や家事、介護などは主として女性が担い手になることで機能してきたと捉える考え方。

高齢者が日常で会話する頻度を基軸に、他者との会話を中心としたコミュニケーションの実態を見ていく。具体的には、社会的孤立が懸念される高齢者の生活実態を調べるために2009年に内閣府が行った「高齢者の生活実態に関する調査」の中から、とくに日常生活において他者と行う会話の頻度のデータに着目し、日常生活に潜む社会的孤立の危機について分析していく[48]。

調査によると、60歳以上の一人暮らし世帯の男性が、日常生活において他者と行う会話の頻度は「2 ～ 3日に1回以下」の41.2％が最も高い割合であった。同じ項目を女性に問うた場合、その割合は32.4％であった。

当然、一人暮らしなので二人以上の同居人がいる場合と比較すると、会話の頻度の割合が低いであろうことは容易に想定されるが、問題なのは、一人暮らし「以外」の世帯においても、「2 ～ 3日に1回以下」に該当する人が7.9％も存在しているという点である。この数値は、近くに関わり合いを持とうと思えば持てる人が存在しているにもかかわらず、つまり表面的には孤立していないにもかかわらず、その内実は孤立している人が12 ～ 13人に1人程度存在していることを示している。

さらに「1週間に1回以下、ほとんど話をしない」という項目については、一人暮らし男性の11.8％、同じく一人暮らし女性の6.6％が該当している。この傾向は、年代を重ねるごとに強まっていく傾向にあり、「1週間に1回以下」の割合は、60代男性で1.4％であるのに対し、80代男性では4.3％となっている。（同じく女性60代で1.1％、80代で3.8％）。

これらのデータはほんの1つの指標に過ぎないが、性別に関わらず、年齢を重ねる毎に会話頻度が減少している実態が浮かび上がっている。

特に一人暮らしの高齢者においては、これまでは主に「家族」を中心に機能していた家庭内福祉による恩恵の享受は期待することができな

[48] 内閣府（2009）「高齢者の生活実態に関する調査」4頁。なお、調査対象は全国の60歳以上の男女5,000人、有効回答数（率）は3,398人（68.0％）。「会話の頻度」「困った時に頼れる人の有無」「社会活動への参加や交流等の状況（町内会、ボランティア、趣味・スポーツ、友人づきあい」の三項目を質問し回答してもらう形式。

い。社会構造の根本から揺らいでいる今日の日本社会においては、とりわけ独居の高齢者や母子家庭、父子家庭など、制度が主たる射程としている家族像に合致しない構成を成す世帯に対しての支援体制は十分に整備されておらず、民間による支援の網も十分には行きわたっていないのが現状である。

婚姻制度との関連で上記データを見てみると、例えば、婚姻状況別の会話頻度を訪ねた質問では、会話の頻度が「1週間に1回以下」である割合は、「配偶者あり」で「同居」している場合で0.8％、「配偶者あり」で「別居」している場合で9.8％、「独居（死別）」3.0％、「独居（離別）」7.8％、となっている。同じ質問を婚姻経験のない未婚の場合で尋ねたところ、「1週間に1回以下」しか他者と会話をしないと答えた割合は12.8％であった。

この結果を見る限り、婚姻経験の有無や、配偶者との死別や離別といった要因が、人間関係の端緒となる他者との会話の頻度に影響を及ぼしており、特に生涯未婚率の上昇[49]が注目される昨今においては、未婚の場合の会話頻度の低さは看過できないインパクトを持っていることを示している。

このように、他者との重要なコミュニケーションツールの１つである「会話」の頻度を読み解くことにより、世帯構成や婚姻歴の有無が他者との会話を契機とした人的資本の形成に一定程度影響を受けていることが分かる。とりわけ、高齢世帯の会話頻度のデータからは、誰の身にも人的資本の形成機会の顕著な減少が迫りくることが示唆されている。

本節におけるこれまでの考察から、社会的排除状態が誰の身にも起こり得る、いわば身近な問題群として発生していることが明らかになった。とくに社会的孤立の危機は、上記で見たような雇用システムからの退出を迎えた高齢者だけに限定された問題ではない。重要なのは、そうした１つの制度メカニズムからの排除が、その他の社会システムからの排除を誘発し、個人的基盤の形成、とりわけ社会関係資本の形成およびその

[49] 生涯未婚率は、1980年時点において男性は2.6％、女性は4.5％だったのに対し、2010年時点において男性は20.1％、女性は10.6％に増加している。

維持に致命的な打撃を与えているということである。

こうした状況が生まれる1つの背景要因として、日本社会の構造転換により引き起こされた歪みの発生が挙げられる。したがって次節では、日本社会の構造転換に焦点を当て、日本型生活保障の崩壊を概観するとともに、打開策の模索について考察を行う。

第二節　日本社会の構造転換

近年、日本では若年層や中高年層の長期失業や非正規雇用の増加など、雇用の不安定さに伴う社会構造の変化がクローズアップされている。同時に、地縁や人の縁といった社会的紐帯の弱体化が指摘され、個人化が進行することに伴い、社会集団の周縁化が指摘されている。

U. ベック（U. Beck）は、その著書の中で、「個人化」の進行は社会関係資本の衰退を進行させ、従来の近隣コミュニティや親族らによる相互扶助関係は、個人化が進行した社会においては福祉国家による社会保障や企業の福利厚生へと代用されている様子を指摘している[50]。ベックの指摘は、非正規雇用や失業に伴う企業の福利厚生からの排除が、「個人化」が進み国家からの社会保障が十分に望めない社会においては、一気に頼るところのない状態へと直結することを意味しており、多次元に及ぶ社会的な剥奪にまさに「個人」単位でさらされることを意味している[51]。

では、構造転換期に直面している現代日本社会は、今後どのような方向に舵をとればよいのだろうか。それを探究するために、以下ではまず、

---

[50] ウルリヒ・ベック（1986＝1998）『危険社会―新しい近代への道―』東廉／伊藤美登里訳、法政大学出版会、165-167頁。

[51] ベックは、「個人化」について、三つの要因と二つの次元に分類できると指摘している（前掲 U. ベック（1986＝1998）253-255頁）。すなわち、三つの要因とは「解放の次元（解放）」、「呪術からの解放の次元（安定性の喪失）」、「統制ないし再統合の次元（統制の種類）」であり、二つの次元とは、客観的な「生活情況」と主観的な「意識（アイデンティティ、人格化）」とである。ベックはこれら3×2からなる分類を図示した上で、しばしば「個人化」が単一的な理解、すなわち「〈個別化〉イコール〈人格化〉イコール〈一回性〉イコール〈解放〉」のみの連想に限定される傾向にある点を指摘している。

日本型生活保障の崩壊と社会的排除状態の顕在化及び個人化の進行との関連について概観していく。

（1）日本型生活保障の崩壊

社会保障と雇用保障を両輪として成り立ってきたこれまでの日本の生活保障は、今日大きな歪みに直面している[52]。

雇用を中心として成立してきた日本型生活保障について、宮本太郎（2008）は、グローバル経済の台頭や脱工業化の流れの中で、これまで企業や業界、家族により代替されてきた生活保障が、現代社会においては足元から大きく揺らいでいる実態を指摘している。

すなわち、生活保障の根本かつ基点に位置づけられていた雇用形態の多様化に伴い、それまで企業により担われていた福利厚生からこぼれおちてしまうケースが多発し、制度設計上の典型とされた男性を主な稼ぎ主とする家族像（＝男性稼ぎ手モデル）の解体が引き起こされたことに伴い、これまで一見すると安定していたように見えていた社会構造が、根本から「自壊」しつつあると指摘している[53]。

宮本のこうした指摘によれば、安定した所得を保障してくれる「雇用」を確保し、「雇用」の確保が家族の福利を支え、社会保障政策や雇用政策はあくまでも不慮の事態（災害や病気などのリスク）に対応すれば事足りていた従来の枠組みは、もはや通用しなくなっている、と捉える事ができる。

男性が主たる家計の稼ぎ手及び世帯主となり、専業主婦の妻と子どもたちが家族の構成員であるという、いわゆる従来型の典型的な家族形態は、家庭に「生活保障の基盤」として機能する役割を期待していた。し

---

[52] 生活保障システムについて、大沢真里は、「男性稼ぎ主型」、「両立支援（ワーク・ライフ・バランス型）」、「市場志向型」の３類型に分類し、日本における生活保障システムは、保守主義レジームにある「男性稼ぎ主型」の典型であると指摘している（大沢真理（2011）『承認と包摂へ―労働と生活の保障―』、ジェンダー社会科学の可能性第２巻、岩波書店、29頁）。

[53] 日本型生活保障の理解について、本節では主に、宮本太郎（2008）『福祉政治―日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、宮本太郎（2009）『生活保障―排除しない社会へ―』岩波書店、を参考にしている。

かしながら、これまで「生活保障の基盤」としての役割を期待され、かつ担ってきた家庭内福祉の現場においても高齢化の問題に直面し、例えば高齢者がさらなる高齢者を介護するという、いわゆる老老介護の問題が顕在化している。また不安定雇用による家庭所得の低下や、女性の労働市場への参画、1人当たりの労働時間の長期化に伴うストレスの増加[54]やDV事件の増大[55]など、これまで見えにくかった数々の問題が顕在化し、重要な社会問題となっている。

家庭内福祉と並行して日本型生活保障の一翼を担ってきた企業福祉についても、状況には共通している要素が多い。すなわち、これまでは労働市場に安定的に参加することによって企業福祉を享受し、安定的雇用に支えられる形で専業主婦と子どもの生活が維持されるという構造をとっていた。そのため、従来型の社会保障体制においては、基本的に労働市場からリタイアした世代をその対象としており、高齢者を対象としたいわゆる「人生後半の社会保障」に重点を置いて制度設計がなされていた。

しかしながら、昨今の不安定雇用の増加という現代社会の急速な構造転換に対し、人生の後半期を射程において設計されている社会保障制度は、「人生の前半期」や「中間地点」にいる世代へのフォローに対応しきれていない現状にあることが指摘されている[56]。すなわち、従来の社会

---

[54] うつ病等が原因で一カ月以上休職している社員がいる企業は、2002年時点で58.8％だったのに対し、2006年時点では74.8％に増加している。2007年に自治体に対して行った調査では、心の病が増加傾向にあると回答した自治体は71.7％に上っている。（いずれも、社会経済生産性本部メンタル・ヘルス研究所編2007より。）

[55] 都道府県に設置されているDV相談窓口の相談件数は、2002年の36,000件から、2006年には59,000件に増加している。

[56] 前掲宮本（2008）、31-34頁。宮本は、OECDによる各国の社会保障支出の内訳を示しながら、日本においては人生後半期の保障、すなわち年金や高齢者医療、遺族関連の支出に傾斜していると分析し、人生前半期において発生し得る諸リスクは主に会社と家族が対応していたと指摘する（前掲宮本太郎（2008）、33頁）。宮本は「会社と家族」という従来の枠組みが根底から揺らいでいる今日において、すでに制度として成立しにくくなっているのが現実であり、若年層の低所得リスクの発生とそれに関連するあらゆるリスクに対応することが困難

構造の根幹を成していた前提が崩れている今日においては、人生後半期への注力だけでは不十分であり、例えば若者の就労支援の重点化やセーフティ・ネットの充実など、人生の前半地点や中間地点にいる人々への支援が喫緊に求められていると言えよう。こうした、これまでに想定されてこなかった社会基盤の変化や、それに伴う生きづらさの噴出は、しばしば「新しい社会的リスク」として捉えられるようになった[57]。

以上のような日本社会の状況を踏まえると、生活を「保障」するのではなく、生活の「形成自体をサポートする」という発想の転換が不可欠であるし、そうした観点に基づく政策の方向性が求められていると言えよう[58]。

（2）相互補完型システムの構築へ向けて―「トランポリン型社会」の模索―

ポスト工業化社会の進行や、生活保障の基盤であった家族形態の多様化、そして雇用形態の多様化、非正規雇用の増加、低所得層の表面化といった一連の項目が複合的に作用した結果、今日の日本社会は、先述したように社会構造の基盤を成してきた前提（社会が所与の前提として捉えていた家族像とそこに支えられる形で動いていた雇用システム、教育システム）から大きく揺らいでいる。こうした揺らぎが、教育、雇用、社会保障というライフサイクルに沿った生活保障自体を解体させ、そこからはじき出される人々を生み出している。一度サイクルからはじき出

になっていることに、現代社会が抱える問題の根源があると分析している。

[57] 前掲宮本（2008）、173頁。

[58] このような社会状況を前に前掲宮本（2008）は、生活のあり方や内容そのものについて問い直す必要に迫られているという福祉政治の新しい領域を指して「ライフ・ポリティクス」と呼んでいる（宮本（2008）173-181頁）。すなわち、生活のあり方にかかわる政治を、①家族のあり方や男性と女性の社会的役割の再定義、②さまざまな体と心の弱まりについてのケア、③生活と両立しうる新しい働き方、④文化、宗教、性的志向などともかかわる多様なライフ・スタイルの相互承認、に区分した上で、新しいライフ・スタイルや人々が直面する生きづらさを踏まえて福祉制度や雇用制度を調整していくプロセスが重要になってくると指摘している。

されると、従来のそれが一方通行であるがために、排除状態は拡大を止めることができない構造となっている。

例えば、雇用の段階ではじき出されてしまうと、従来高齢者を主たる対象としていた社会保障のサイクルからもこぼれおちることを意味している。つまり、1つのレールから落ちてしまうと、それが決定的かつ致命的な排除を意味し、再度の包摂につながりにくいという構造的問題点が潜んでいる。

こうした状況を踏まえ、駒村（2011）は、1990年代以前の日本型社会経済システムを、企業統治システム、雇用システム、教育・訓練システム、社会保障・税システムの四つのシステムが相互に補完し合うシステム間の相互補完性がうまく機能していた時代であった、と分析している[59]。ところが、1990年代に入ってからは、本格的グローバル経済の台頭や知識経済社会の進行に伴い、労働力の外部化、流動化、非正規化が加速度的に増幅し、長期年功序列型の日本型雇用の変質を生み出すことになり、結果的に正規労働者数の圧縮と非正規労働者の量産へとつながっていったとされている。このようにして従来の各システムが成立し得た前提条件が徐々に解体されていき、これまでの性別役割分業・専業主婦モデルを維持することが困難になった結果、90年代以前に成立していた四つのシステム間の均衡、すなわち企業統治システム、雇用システム、教育・訓練システム、社会保障・税システムが、その根本から崩れていったと指摘している。

こうした一連の男性稼ぎ手モデルの崩壊に伴い、性別役割分業（専業主婦モデル）の維持が困難性を増している。またグローバル経済の台頭と、規制緩和に伴う労働市場の流動化は、非正規不安定労働を増加させ、未婚率をも上昇させており、それらに伴い出生率を低下させている。そうすると、これまで家庭内の、主に女性が担い手となってきた無償労働やケア労働に代表される家庭内福祉についても、そうした形態を維持するための前提条件を欠くことになる。雇用形態の不安定化に伴い、従来

[59] 駒村康平（2011）「社会保障システムの再構築―トリンクルアップ効果を目指して―」、神野直彦・宮本太郎編著『自壊社会からの脱却―もう1つの日本への構想―』岩波書店、61-92頁。

の長期安定雇用の間はある程度保障されてきた社宅や各種手当などの企業福祉も、その規模と恩恵を受ける対象者を縮小させている状況にある。このような社会構造の根幹に構造転換が迫られている状況を踏まえたとき、今後どのような社会の形成を目指す必要があるだろうか。

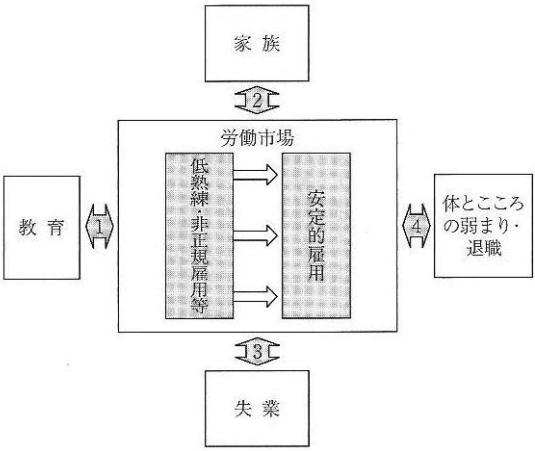
こうした状況を打破する提言の１つとして、宮本（2009）は、ドイツの労働経済学者であるグンター・シュミットのモデルを踏まえつつ、「交差点型社会」という言葉を用いて、ライフ・スタイルの五つのステージ、すなわち教育・家族・労働市場・失業・退職というステージについて各ステージ間の行き来をスムーズにして柔軟性の高いシステム構築の必要性を挙げている[60]。宮本は、20世紀型福祉国家や日本の生活保障が前提としていたのは、次頁図を左から右へと進むだけの「一方通行型のライフ・スタイル」であったと分析し、五つのステージを「双方向型」に行き来できるような架け橋を架けることが必要であると指摘している。

また駒村は、コミュニタリアンの立場からリベラリズムを批判しているサンデルの主張を引用しながら、教育・訓練システムから就業への接続（第一の橋）、失業から就業への接続（第二の橋）、家族と就業の接続（第三の橋）、障がいや老齢引退と就業の接続（第四の橋）という四つの橋を、各システムの間に架け、雇用と社会保障制度を細やかに連携させている政策により、１つのシステムのつまずきが全てのシステムからの排除につながりにくくすることを提言している[61]。

宮本と駒村に共通している危機意識は、１つの機能システムからの排除がその他のシステムからの排除と直結しないための施策が喫緊に求められているという点にある。こうした１つのシステムからの排除が複数のシステムからの排除に直結しないための１つの方策として、生活支援と就労支援を一体化させることにより一度システムからこぼれてしまっても、もう一度包摂が可能となる状態を指して宮本は「社会保障のトランポリン化」[62]と呼んでいるが、先述した「交差点型社会」や「社会保障

[60] 前掲宮本（2009）、170-175頁。
[61] 前掲駒村（2011）、80-90頁。
[62] 宮本太郎（2013）「社会保障システムの再構築に向けて」、生活福祉研究第83号、

【「交差点型社会」のモデル】



出典：宮本太郎（2009）『生活保障―排除しない社会へ―』岩波新書、173頁、図５－１、「参加支援を組み込んだ「交差点型」社会」より。

のトランポリン化」を可能にするためには、各機能システム間のスムーズな行き来の確保が必要不可欠であると言えよう[63]。

以上、本章では現代日本における社会的排除状態の実態と、排除状態が発生するいくつかの場面を概観し、従来のいわゆる日本型生活保障が前提とする社会構造の変化が今日における疎外状況の加速を助長してい

5頁。

[63] とりわけ教育システムと雇用システムの連結について、前掲宮本（2013:8-9）は、階層間格差と学力格差との直結を防ぎ成人後の就労可能性を高め経済社会の安定化を効率的に確保するための方策として、教育と社会保障を一体化した「エデュケア」（エデュケーション＋ケア）の重要性を指摘し、このエデュケアは教育と雇用の関係に置いて最高のトランポリンとなり得ると主張している。また、文脈は異なるが、行政の縦割り組織の弊害に関連して旧文部省が射程に置く障碍者教育と旧労働省が射程に置く職安行政との不整合問題を指摘したものとして、寺脇研（2007）「ソーシャル・インクルージョンと教育施策」、日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン―格差社会の処方箋―』中央法規出版、38-49頁がある。

る点を敷衍した。現代の日本社会は、社会制度の根本構造が否応なしに変革の圧力にさらされ、その結果として様々な部分に歪が生じている時代にあると総括することができる。従来の男性稼ぎ手モデルと、国家から社会基盤の根幹を支えるものとして期待された典型的な家族像に依拠した企業福祉と家庭福祉は、雇用形態の多様化という荒波が押し寄せたことに伴い、存続の危機にさらされている。すなわち、国家が期待した「典型的家族モデル」が成立する際の前提条件は、グローバル社会の進展とそれに伴う雇用形態の多様化により基礎部分から根本的に崩壊しており、長期安定型の企業福祉に依存してきた多くの人々を、正規雇用の継続により維持され保障されてきた恩恵やセーフティ・ネットから構造的に押し出している状況にある。一度網の外側に溢れ出てしまうと、網の中に再度入り込むのは困難を極めており、人間関係の溜めとして機能していた家庭内福祉も機能不全に陥っている状況にある。こうした状況は、困窮状態の継続化と固定化を促進し、長期的視野においては貧困状態の再生産へとつながる仕組みを構造的に生みだしていると捉える事ができよう。この構造的課題を克服するための施策が喫緊に求められている。

第二章　社会的排除と社会的包摂

はじめに

第一章では、法が前提とする社会と現代社会のリアリティとのギャップについて、とくに日本社会の実態を明らかにしてきた。本章では、社会的排除／包摂議論の発祥地である欧州における議論を概観する。

第一節　社会的排除概念の発生と背景

以下では、「社会的排除」概念の発生と背景につき、とりわけ政策立案者の意図に留意しながら、フランス、イギリス、EU における議論の推移を整理しておく。つぎに、貧困と社会的排除の理論的枠組みに触れ、社会的排除アプローチの理論的特徴を押さえていく。排除／包摂概念が発生した背景と経緯を読み解くことで、今日の日本社会の文脈で語られる排除論の再定位を試みる。

（1）フランスにおける議論の背景

社会的排除（social exclusion）という言葉は、1960年代から70年代にかけてのフランスにルーツを持つ言葉であるとされている。当時のフランスでは、戦後復興から取り残され、福祉国家の恩恵が届かない人々、特に障碍を持つ人々や移民、長期失業者やアルコール・薬物依存者などの、いわゆる「社会的不適応」の状態にある人々の存在が看過できなくなり、彼らを社会に「参入」（insertion）させようとする動きが、主に政策担当者たちにより活発化した。つまり、社会不適応者をどうにかして社会に組み込もう（＝参入）という、制度設計に携わる側の意図が基点にあったとされている[64]。1960年代から1970年代にかけて「社会的排除」という用語が登場した背景の１つとして、バラとラペールは当時の社会事業担当大臣であったR. ルノワール（R. Lenoir）が著した『排除された人々―10人に１人のフランス人』（1974）の存在を指摘し、経済的繁栄が進行するその裏側で貧困状況にある人々の表面化や高齢社会の進行、施設入所児童や非行少年、アルコール中毒や若年ドラッグ依存者の存在を指摘し、彼らを「社会的不適応」として位置づけスティグマを生じさせるような見方を説いた経緯を分析している[65]。

ルノワールの議論は、当時のフランスで大きな注目を集めたが、そこでの議論は「特定の状況にある人々」に範囲を限定したものであり、その範疇を超えて論じられることはなかった。つまり、自分にも起こり得ることという危機感はなく、あくまでも「自分とは関係のないどこか特別な場合に起こり得ること」として、人々が無意識下に捉えていたと言えよう。その後、当初の限定した枠組みでの議論を超えて、「排除」状態が一般的なもの、つまりこれまで安定して経済的繁栄の恩恵を享受していた層にまで波及し得る問題として自覚的に認識され始めたのは、

---

[64] 福原宏幸（2007）「社会的排除／包摂論の現在と展望―パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に―」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、12-14頁。岩田正美（2005）「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房、5-9頁。

[65] バラ, A.S. & ラペール, F.／福島宏幸・中村健吾監訳（2005）『グローバル化と社会的排除―貧困と社会問題への新しいアプローチ―』昭和堂、3頁。

1980年代に入ってからである。

今日的な意味で「社会的排除」概念が使用され始めた1980年代のフランスは、二度のオイルショックを経験し、高度経済成長の終焉とも相まって福祉国家の危機が顕著になってきた時期にあった。社会情勢の急激な変化に伴い、高度経済成長期にはあり得なかった長期失業問題の発生が顕在化し、特に若者の就職難と失業が大きな社会問題となった。そのときに大きな問題として表出したのが、当時のフランスの社会扶助の仕組みが若者を対象とした制度設計にはなっていなかった、という点である。すなわち、若者が長期失業状態に陥るであろうことは、少なくとも高度経済成長期には想定し得なかった事態であり、制度が社会情勢の急激な変化に対応しきれていない状態にあった。特に新卒時に就職できなかった若者は失業保険の対象者になることができず、その後に続くはずの年金保険、医療保険など、複数の保険体制から漏れてしまうという現象の多発へとつながった。

上記一連の歴史は、前章で概観してきた近年の日本社会を取り巻く状況と酷似している。すなわち、人生の後半期に重点を置いて制度が設計され、前半期のリスクは会社と家族がフォローするという前提が存在していたため、制度上は人生の前半期、とりわけ若年層の社会保障については希薄であったという課題を抱えていた。労働環境の変容とそれに伴う非正規労働の増加等により、これまで機能していた社会システムが機能不全を起こしている今日の日本社会は、この当時のフランスにおける状況と類似している。人生前半期における１つのシステムからの疎外が、関連するその他の複数の機能システムとの接合を著しく不安定にさせ、しかもそれが長期にわたって継続し固定化するというリスクを考えると、まさに今、日本社会はこの問題に緊張感を持って対応すべき時期に来ていると言えよう。

こうした一連の社会情勢の変化を契機にして、フランスでは若者の失業問題をはじめ、移民問題、母子・父子の１人親世帯の増加問題などが注目されるようになった。さらに貧困経験比率の高齢者層の増加も相まっていわゆる「新しい貧困」が論じられるようになった。具体的には、「新しい貧困」概念は、1981年の政府報告書『不安定と貧困に抗して―60の提案』（通称：オーエックス報告）内で論じられ、その後の報告書（1987）

『極貧と経済的社会的不安定』（通称：ウレザンスキ報告）によって貧困が経済的側面のみならず、その他の生活に関わるあらゆる側面からの排除の結果である、ということが指摘されるようになった[66]。

整理すると、今日の「社会的排除」論の契機は、1970年代のフランスにおける社会不適応者を「参入」する政策的目的に端を発し、その後、社会情勢、特に若者を始めとする長期失業問題とリンクする形で、主に政府関係文書やメディアにより「新たな貧困」や「排除」という用語が登場したという背景を持つ。さらには、1988年の「参入最低限所得（RMI）」の設立と、1998年の「排除との闘いに関する基本法（反排除法）」の設定により、フランスでは社会的排除への取り組みが具現化されていったという流れにあることが先行研究により明らかにされている[67]。

（2）イギリスにおける議論の背景

フランスと同じように、「排除」という用語が社会問題を語る上で重要な概念となった国として、イギリスがある。ただし、イギリスとフランスでは「排除」概念が注目を浴びた背景も、そこに付与された意味づけも、様相を異にしている。

イギリスで「社会的排除」が注目を集めたのは、1997年に、ブレア率いる労働党が政権に就いたことにある。ブレアは、サッチャー以降の保守党政権時代に深刻化したとされるイギリス社会の貧困や不平等を克服すべく、1994年の党首就任時代から Nexus や Demos という労働党系のシンクタンクを使って政策構想を提言しており、「社会的排除」に対抗するための概念として「社会的包摂（social inclusion）」概念を打ち出した[68]。そこでブレアは、「社会的包摂」を政権の重要な項目として位置づ

[66] 都留民子（2000）『フランスの貧困と社会保障―参入最低限所得（RMI）への途とその経験―』法律文化社、31-41頁。

[67] 前掲福島（2007）、12-14頁。

[68] 宮川公男（2004）「ソーシャル・キャピタル論―歴史背景、理論および政策的含意―」宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル―現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社、27-28頁。

けるとともに、首相就任直後の1997年に「Social Exclusion Unit」を立ち上げ、貧困や差別、失業などの複合的不利からの脱却を宣言するとともに、首相直属かつ各省横断的な「社会的排除対策室」を内閣府に設置した。なお、日本において、2011年1月に菅直人総理（当時）直属の組織として立ち上げられた「一人ひとりを包摂する社会」特命チームは、このイギリスの「社会的排除対策室」をモデルに設置されたものである[69]。

こうした政治的側面の動向を踏まえた上で、イギリスの貧困研究の第一人者であるR.リスター（R. Lister）は、公式な協議の場において、社会的「排除」という用語に拒否反応があるような場合には「社会的包摂」という「前向きな政策」が好まれることもあると指摘する一方[70]、「社会的包摂という概念は、社会的排除と同じくらい異論が多い」として、社会的排除の「好ましい反義語」として、「参加型シチズンシップ」を提案している[71]。

このように、イギリスの場合には、社会情勢からの要請は背景として存在しつつも、とりわけ政府の主導という強力な政治的追い風があったことが排除／包摂議論の高まりをもたらしたと言えよう。加えて、同時期にA. ギデンズ（A. Giddens）らの著名な学者達が「社会的排除」という用語を多用していたという事情も存在する。J. ヤング（J. Young）は、ニューレイバー（新しい労働党）の政策を分析する際のキータームとして社会的排除が登場していると捉えた上で、包摂型社会[72]においては排

[69] 前掲阿部彩（2011）、4-5頁。

[70] R. リスターは、公式の協議では社会的「排除」という用語自体に拒否反応があり、前向きな政策をアピールするためにも政治的文脈では意図して社会的「包摂」が好まれる背景に、国家が個人に対して一定のスキルを身に付けさせ包摂されるために必要な状態を整えるよう要求する側面を曖昧にする意図が見え隠れすると指摘している（前掲R.リスター（2004＝2011）、120-123頁）。

[71] 前掲R.リスター（2004＝2011）、116-122頁。

[72] ヤングは、近代主義的観点によると包摂型社会とは、「他者を憎んだり、外部の敵とみなしたりするのでなく、他者が「われわれ」と同じ人間になるまで、かれらの社会化・更生・治療に励むような社会」と定義されると指摘している（ジャック・ヤング（1999＝2007）『排除型社会―後期近代における犯罪・雇用・差異―』青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳、洛北出版、26-27頁）。

除されるのは明らかな異質性を持つ「他者」であると位置づけられ、そこでは一定の秩序が保たれていたのに対し、個人主義の台頭や労働市場の再編、構造的失業者の大量発生などが重なった結果、「排除の私的空間」化が起こり、これまで安全圏にいると思っていた人々も「不安定性（precariousness）の感覚」に悩まされるようになったと分析している[73]。こうした学者たちによる社会的排除／包摂議論を巡る理論構築も、ブレアの進める政策を下支えし、あるいは推進していったと位置づけることができよう。こうした当時の状況を詳細に踏まえた上で中村健吾は、イギリスにおける社会的排除概念の登場について、「ほとんどもっぱら新

すなわち、「近代主義の視線」においては、「他者」（＝社会的排除状態にある人々）の存在を、「近代主義的な属性を欠いた人々」と捉え、「われわれ」に脅威を与えるというよりもむしろ、「われわれ」の存在を下支えし、彼らの不安定な姿を見ることで、「われわれ」は「自分たちの価値観の正しさを確信する」ものとしてその存在意義を位置づけることにより社会を成立させていた、と分析している（同掲 J. ヤング（1999＝2007）、26-28頁）。さらに、ヤングは、近代主義における包摂型社会において、〈逸脱する他者〉とは、「われわれ」とは違う領域にいる「他者」として認識されていると指摘し、「他者」であるからこそ一種の棲み分けがなされると捉えられた結果、「包摂」すべき存在として位置づけられていたと分析する。

[73] 前掲 J. ヤング（1999＝2007）、26-33頁。ヤングは、近代社会において〈逸脱する他者〉とは「明らかに異質なマイノリティ」として出現し、「社会にとって脅威であるというよりも、むしろ少数であるがゆえに社会を統合する役割を果たす存在」であったのに対し、後期近代においては〈逸脱する他者〉はどこにでもいるようになったと分析している（J. ヤング（1999＝2007）、50頁）。そして人々は「境界線がかすんでぼやけ、互いに重なり合って融合している」という存在論的な不安から逃れるために「安定した土台を築こうと躍起に」なり、「自分の価値観を絶対的道徳としてふたたび振りかざし、ほかの集団を道徳的な価値観が欠如していると攻撃し、美徳と悪徳を明確に区別し」「懲罰的で排他的な道を選ぶようになる」と指摘している（J. ヤング（1999＝2007）、50-51頁）。このヤングの指摘は、排除型社会が異質な他者への峻別感情を助長し、そうした外部からの視線が内面化することにより肯定的アイデンティティ形成を阻害し、外部・内部という二項対立を激しくすることにより、「自らの意思」でシステムへの接近を拒絶することにつながるという、本稿の第Ⅲ部で論じる問題意識と共通する部分が多い。

労働党とそれをとりまく知識人たちにイニシアティブに帰すことができる」と分析している[74]。

（3）ヨーロッパ連合（EU）における注目

ヨーロッパ連合（EU）においても、フランスと同様に失業問題という難題を抱えていた。同時に、EU はその性質上、経済的な側面のみならず、社会統合をめざす側面からも「排除」と闘うというロジックが広く共感を集めていった背景に独自性があるとされている[75]。

具体的な経緯を時系列に見ていくと、まず1989年に欧州社会憲章において社会的排除との闘いが宣言され、1990年の欧州閣僚理事会による「社会的排除との闘い」に関する決議が採択されたことが契機に挙げられる。その後、1992年に『連帯の欧州をめざして―社会的排除に対する闘いを強め統合を促す』という欧州委員会公式文書が提出され、1997年に調印されたアムステルダム条約でも EU の主要な目的の一つに「社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」が掲げられた経緯をたどる。それを受け、2000年に開催された EU サミットでは、「社会的包摂に関するナショナル・アクションプラン」の実施が加盟各国に要請され、EU 共通の目標が設定されるに至った。

---

[74] 中村健吾（2007）「社会理論からみた「排除」―フランスにおける議論を中心に―」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、42-43頁。中村は、社会的排除概念の登場の背景についてイギリスとフランスを比較した上で、イギリスの場合は新労働党とそれを取り巻く知識人たちのイニシアティブによるものであった一方で、フランスの場合には1960年代半ばころから人道的運動の中で登場し、いわゆる政治化の傾向が見られたのは1990年代初頭のことであったと指摘し、フランスにおける社会的排除議論の推移はイギリスと比較するとより複雑であると分析している（42-49頁）。また、都留民子（2002）「フランスの『排除』概念―わが国の社会問題に使用することは可能か―」国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第141号では、フランスにおける排除概念の背景を読み解きながら日本における概念の適用について分析している。

[75] 前掲岩田（2008）、18-19頁。また、中村健吾（2002）「EU における『社会的排除』への取り組み」国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』第141号、58頁。

EUでは、フランスの場合の「参入」と「排除」という用語が、「社会的包摂」(social inclusion) と「社会的排除」(social exclusion) という用語に変化し、EU加盟国の社会政策を考える上で重要なコンセプトとなっていった。

こうした状況に対し、中村 (2007) は、EU全体としての取り組みは、「低所得という側面に限定されない社会問題のさまざまな次元に注意を促すうえで利点を有している」と評価する一方、政策背景として、「公的扶助をはじめとする旧来のセーフティ・ネットを『受動的な所得分配政策』と見なして縮小し、欧州経済の競争力の強化にとって有意義な『積極的な労働市場政策』へと重点を移そう」としていると指摘し、制度設計者にとって「都合の良い仕組み」で制度理念が組み立てられていると指摘している[76]。

第二節　「貧困」概念と「社会的排除」概念

第一節で概観したように、「社会的排除」という言葉は1970年代にフランスで生まれ、後の1980年代に顕在化した若者失業問題で注目を集め、さらにヨーロッパ連合(EU)において拡がりを見せた背景を持つ[77]。いずれの段階においても、当時の政策推進者達により着目された用語であるという点が共通している。したがって、社会的排除概念自体が特定の学問領域において綿密に確立された概念というわけではなく、その発生背景からも分かるように、多義性を含んでいる概念であると捉える事ができる。

（1）貧困概念

「貧困」概念については、大きく分けて二つの捉え方がある。「絶対的貧困」と、「総体的貧困」がそれに当たる。衣食住そのものに困窮しており、生存自体が極めて厳しいような状況は、「絶対的貧困」に分類される。これは、時代や国境を越えて共通する定義であるとされ、人間が生きていくために必要不可欠な最低限の要素、具体的には栄養素や衣服などの

[76] 前掲中村 (2007)、63-65頁。

[77] 前掲岩田 (2008)、17頁。前掲福原 (2007)、12頁。

「生物学的見地から生存に絶対的に必要なもの」、という基準で判断されている。

これに対して、日本をはじめ先進諸国の大多数が今日用いている貧困概念は、おおよそ「総体的貧困」を指している。特に日本においては、1960年の池田内閣時に「絶対的貧困」から「総体的貧困」への転換がなされたとされており[78]、その具体例として、生活保護制度における最低生活費の改定が挙げられている。

しかしながら、「絶対的」貧困概念に対しては、何を持って「生存に絶対的に必要」なものを判断するのか、基準点が明確ではないという批判があり、「総体的」貧困概念に対しては、どこを基準に「相対的」だと判断するのかという批判も残されている。このように、貧困脱却に必要不可欠なニーズの判断を巡る議論には様々な立場が存在しており[79]、今なお思考錯誤が続いている状況にある。

（2）社会的排除概念を巡る諸議論

「貧困」が静態的で、かつ「所得」という一次元的な要因しか持たないのに対して、「社会的排除」は、生活におけるあらゆる多面的なリスクに焦点を当てていると指摘する論者に、J. バーグマン（J. Berghman）がいる。バーグマンは、〈図１〉のように「貧困」と「社会的排除」を区別している[80]。そこでは、所得の多寡に由来する富裕層と貧困層の区別

---

[78] 副田義也（1995）『生活保護の社会史』東京大学出版会、116-117頁。副田は、1960年代の転換について、「先進資本主義国において生じた貧困観の変化の一環」であるとし、当時の厚生官僚が「他国にも例をみない相対的貧困観に跳躍して、新しい社会保障制度を構想した」として評価している。

[79] 絶対的貧困概念と相対的貧困概念の議論分類に関しては、岩永理恵（2011）『生活保護は最低生活をどう構想したか―保護基準と実施要領の歴史分析―』ミネルヴァ書房、19-22頁に詳しい。

[80] Berghman,Jos,1995,"Social Exclusion in Europe: Policy Context and Analytical Framework," Graham Room ed., *Beyond the Threshold, Bristol*: The Policy Press. および Vlenmickx, Koen / Berghman, Jos (2001)"Social Exclusion and the Welfare State : an Overview of Conceptual Issues and Policy Implications", in David G. Mayes et al. (eds.) *Social Exclusion and European*,

という枠組みに留まらず、独居高齢者や移民、シングルマザーや長期失業者などが抱える様々なリスク（例えば、職業の有無や学歴、国籍、ジェンダーなど）が多元的な排除状態を構築していることが示されている。

〈図1〉貧困と社会的排除の区別

	静態的な帰結	動態的な過程
所得	貧困	困窮化
多次元性	剥奪	社会的排除

Berghman（1995:21）および Vleminckx/Bergman（2001:37）を基に作成

一方で、「貧困」と「社会的排除」の連続性に注目した論者として、R. リスター（R. Lister）がいる。リスターは、社会的排除が貧困の原因になる場合、あるいは貧困の結果として社会的排除状態に陥る場合など、双方の概念は連続性を含んでいると指摘している[81]。

M. バーンズ（M. Barns）は、社会的排除概念の概念整理を示しており、社会的排除は、個人や世帯のみならず、コミュニティや社会をもその対象としている点や、分配の側面のみならず、関係の側面においても当てはまることを指摘している[82]。

同様に、社会的排除の議論を整理したものとして、バラとラペール（Bhalla & Lapeyre 2005）がある。それによれば、社会的排除の議論は7つの特徴を持つとされており[83]、まとめると下記のようになる。

①「貧困」「剥奪」「社会的紐帯の断絶」という状態は相互に関連して社会的排除という過程を生み出す。社会的排除は、分配側面のみならず関係側面も含まれる

Aldershot.

[81] 貧困と社会的排除をめぐる概念の区分については、政治的にも学術的にも様々な言説が存在する。貧困と社会的排除を巡る概念の連続性については、前掲 R. リスター（2004＝2011）、125頁の図4-1「貧困と社会的排除の実証的関係」参照。

[82] Barns, Matt (2005) *Social Exclusion in Great Britain; An Empirical Investigation and Comparison with the EU*, Ashgate. pp.15-16.

[83] 前掲バラ＆ラペール（2005）、15-39頁。

②社会的排除の多次元性は、経済的次元、社会的次元、政治的次元に及ぶ
③労働市場への統合の質（失業と雇用の不安定さ）が、排除アプローチの核心である
④多次元（雇用、住居、教育、医療）の質への着目
⑤社会的排除状態の長期化と、ケイパビリティの剥奪
⑥相対性―何が「標準的」か、を巡る議論
⑦社会的排除概念に伴う政策志向性の強さ

バラとラペールはこれらの特徴を挙げた上で、社会的排除が要求するものは「ケイパビリティの発展、公私のパートナーシップ、参加」であるとし、「社会政策を抜本的に再設計することを要求している」と指摘している[84]。同時に、個人的レベル（エンパワメント喪失への対処）と、社会的レベル（構造的・制度的）の両レベルにおける対応が不可欠であるとしている。

社会的排除という概念が持つ機能として、犯罪原因の個人化を回避し、排除状態を社会的な位相の中に位置づけて捉える要素があると指摘するものに、J・ヤング（J. Young）がいる。J. ヤングは排除的社会への移行について以下のように述べている[85]。

1960年代から70年代にかけて、個人主義が台頭すると、人々が他者を排除するための、いわば排除の私的空間と呼ぶべきものが現れた。それとともに、コミュニティや家族の因習が問題になっていった。これを最初の転換期とするなら、続く1980年代から90年代は第二の転換期であり、この時期に社会的な排除は一層進行した。この時期の排除は、二つの過程から成り立っている。ひとつは労働社会が再編され、分割されて、構造的失業者が大量に生まれていく過程である。もうひとつは、このような状況の変化から犯罪が起こり、その犯罪を抑制することから排除が起

[84] 前掲バラ＆ラペール（2005）、38頁。
[85] 前掲 J. ヤング（1999＝2007）、29-30頁。

こり、しかも反社会的な行為が排除的な性格を帯びていく過程にある。
（Young1999=2007:29-30）

上記に記述されている「労働社会の再編・分割」、それによる「構造的失業者の大量発生」と言う構造は、第一章で見てきた日本社会の構造転換に共通している。これまでは近代主義的観点に基づき包摂すべき「他者」、すなわち「明らかに異質なマイノリティ」として存在していた排除状態にある人々の存在であるが、両者を区別していた「境界線がかすんでぼやけ」てきたため、自らの「存在論的な不安から逃れるため」に、「懲罰的で排他的な道を選ぶようになる」[86]として、後期近代における社会の変化を捉えている。すなわち「同化と結合を基調とする包摂型社会（inclusive society）」から、「分離と排除を基調とする排除型社会（exclusive society）」への移行が起きていると指摘している[87]。

以上、社会的排除概念を巡る諸議論を概観してきたが、いずれにも共通している点は、第一に、社会的排除状態の発生は個人的資質にのみ還元されるものではなく、社会的な諸要素により引き起こされる点、第二に、経済的次元のみならず、関係的側面における剥奪をも意味している点、第三に、社会構造の変化に伴い社会的排除状態にある人々に対して社会が向ける視線や意味づけが変容するという点、が明らかになった。本稿において社会的排除状態と言うときは、こうした多次元的かつ動態的過程としての一連の様相を視野に置く。

こうした多次元的かつ動態的過程としての社会的排除状態を前にした時、バラとラペールが指摘するように、個人的レベルへの対応と、社会的レベルでの対応の両側面における対応が必要とされていると言えよう。

（3）ケイパビリティ・アプローチ

このように、社会的排除状態を、経済的で静態的な側面のみにおける捉え方ではなく、剥奪の多次元性や関係的な側面にも焦点を当てたもの

[86] 前掲 J. ヤング（1999＝2007）、50-51頁。
[87] 前掲 J. ヤング（1999＝2007）、30頁。

として捉え、その概念を具現化したものとして、A. センの「ケイパビリティ・アプローチ」や、R.D. パットナムの「社会関係資本（social capital）」概念が位置づけられる。

A. センは、上記で挙げた貧困概念（静態的、分配の側面、一次元的）に対して、「潜在能力の剥奪」という動態的な枠組みで捉えている。すなわちセンは、「個人の福祉」というものを、「適切な栄養を得ているか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」「早死にしていないか」といった基本的なものから、「幸福であるか」「自尊心を持っているか」「社会生活に参加しているか」といった複雑性を持つものまで含んだものとして捉えており[88]、「個人の福祉」をその人が置かれている状態の性質である「達成された機能」としてのみ捉えるのではなく、「潜在能力」がどのように「個人の福祉」と結びついているのかという点を考えることが重要であると指摘している[89]。

その上で、センは、ロールズが所得と富、基本的な権利と自由、移動や職業選択の自由、権威と責任のある職務と地位に伴う諸々の権利と特権、そして自尊の社会的基盤などが含まれるものを、「自由で平等な人格が市民として必要とするもの」であるとして基本善／財（primary goods）を捉えているのに対し[90]、財（commodities）をどれだけ持っているかではなく、「所有する財とその特性を用いてひとはなにをなしうるか」という、財の「機能」を考えること[91]、そして財を活用して「選択肢が確保」されること、それらを通して、「その人が自ら生きる価値があると思うような生活をするための本質的自由」を確保することができる様子が重要であると捉え、それを潜在能力（ケイパビリティ：capability）であると定義している[92]。

---

[88] アマルティア・セン（1999）『不平等の再検討―潜在能力と自由―』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、59頁。

[89] 前掲セン（1999）、60-62頁。

[90] ジョン・ロールズ（2001＝2004）『公正としての正義　再説』田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、99-105頁。

[91] アマルティア・セン（1988）『福祉の経済学』鈴村興太郎訳、岩波書店、22頁。

[92] アマルティア・セン（2000）『自由と経済開発』石塚政彦訳、日本経済新聞社、84-99頁。

このように、センが提唱するケイパビリティとは、財の多寡という経済的状況のみならず、各人の健康状態やコミュニティにおける人間関係、さらには教育水準や享受できる社会サービスの質などによっても左右されるものを指している。したがって、センの指摘に沿うならば、社会的排除状態にある人々とは、コミュニティに参加したり、仕事でスキルを発揮したりする際に必要不可欠となる「ケイパビリティ（capability）」自体が剥奪されている状態であると解釈することができる[93]。

排除状態があらゆる側面における関係資本、すなわち社会関係資本（social capital）からの疎外状況であると捉えるものとして、パットナムがある。パットナムは、社会関係資本（social capital）を、「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善することのできる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」であると定義し、社会関係資本はコミュニティの成員に対してアイデンティティや帰属の場所を提供すると分析している[94]。

両者に共通する重要な点としては、「貧困」や「剥奪」が持つ多次元性と、分配的側面のみならず関係的側面に注目を集めた点が挙げられる。

---

[93] 小長井（2008）は、社会の一員としての存在を承認される意味としての市民性を確保するためには地域社会（コミュニティ）への参加が重要であると分析し、地域社会への参加こそがセンのいうケイパビリティを開花させるための前提として必要とされる多様な社会資源へのアクセス保障を担っていると指摘している（小長井賀與（2008）「犯罪者の社会的包摂と就労支援」日本更生保護協会編『更生保護と犯罪予防』149号、46-56頁）。関連して、尾崎（2001）は、地縁が稀薄化した現代社会においてはコミュニティへの参加自体が当事者たちの生きがいとして機能していると分析している（尾崎（2001）「生き甲斐としてのコミュニティ」法社会学第55号、有斐閣、56-70頁）。尾崎の指摘を踏まえると、社会的排除状態にある人々は、コミュニティへ参加すること自体から排除されており、「生き甲斐」を獲得し得る1つの機会を剥奪されている状態であると理解することができる。

[94] ロバート . D. パットナム（2001）『哲学する民主主義―伝統と改革の市民的構造』河田潤一訳、NTT 出版。また、より最近の著書として、ロバート . D. パットナム（2006）『孤独なボウリング―米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、柏書房、206頁。

社会的排除という枠組みを、個人の資質（保有財産など）とは別の側面、つまり社会からの影響（教育・医療などの各種サービス提供とその享受、コミュニティでの人間関係、それらに派生するアイデンティティの形成）という社会的文脈から位置づけ、潜在能力（capability）の剥奪という視座から捉え直した点に、現代社会への応答性が存在している。

（4）社会的排除／社会的包摂議論のジレンマ

これまで歴史的背景を主として社会的排除／包摂概念について見てきたが、その議論には内在的ジレンマが常に存在している。それは、排除／包摂概念自体が持つ曖昧さ、つまり社会的包摂と排除の関係性である。すなわち「包摂」を求めれば逆説的に「排除」を生み出してしまうというジレンマが存在している。

概念自体が内包する曖昧さについては、上記で挙げたように概念の発生自体が政治的文脈に位置づけられて登場したという背景を持っており、必ずしも統一された定義や範疇を示すことに成功している訳ではない。さらに、「内か外か」という議論は、その暗黙の前提として社会の外を想定していることにつながり、排除論は「内」が社会、すなわち本稿で言うところの包摂メカニズムの内部にいることを示しており、「外」が社会の外側、すなわち本稿で言うところの疎外メカニズムを示しており、こうした二項対立を無意識のうちに内在化してしまっているという指摘もできる。関連して、本章前半部分で見てきたように、社会的排除／包摂議論はその前提として政策立案者側の要望を社会に反映させるという、トップダウン式のものとして包摂が企図されてきたという歴史を持つ。つまり、社会的包摂議論を推進する政策立案者側の意図には、排除状態にある人々を社会的不適応者＝外にいる人々とみなし、彼ら彼女らを社会構造の内側に「参入」させ、経済政策上の理由から労働市場に組み込もうとする政策立案者の意図が存在している点に問題点を見いだすことができよう。

こうしたトップダウン式の包摂議論が巻き起こるとき、「社会的不適応者」とされる状態に陥るメカニズムの解明よりも、彼ら彼女らを「社会に役立つ人間」にすることに主眼が置かれ、包摂施策に乗ってこない人々は救いようのない人としての烙印（スティグマ）を押されるという

構造を推進する可能性が高い。先述した議論を踏まえた上で重要な点は、個人の責任として個別的な要素に議論を収斂させるのではなく、疎外メカニズムが発生する要因を、構造的側面及び心理的側面から読み解くことにより解明することであると思われる。

（5）複層的メカニズム構想

これら、排除／包摂概念のジレンマと批判を乗り越え得る可能性を持つものとして、樋口（2004）は、R. グッディンが排除／包摂議論を乗り越え得る対案として述べている「内的にはあまり包摂的ではなく、外的にはあまり排他的ではない諸コミュニティからなる世界」という構想を、「いまだに包摂／排除という二項対立の枠組みを踏襲しており、先のジレンマを脱し切れていない」[95]と指摘した上で、社会的包摂を「経済的側面」、「社会的側面」、「文化的側面」、「政治的側面」から成る複層的なメカニズムであると捉える事が重要ではないかと考察している[96]。

すなわち、樋口は、R. グッディンが社会的排除アプローチに対して論理的矛盾を指摘し、その論理的矛盾を克服し得る構想として「人々が多様な社会集団に所属する機会を持つことでコミュニティの排他性が小さくなる社会構造」を提示している点に着目した上で、このグッディンの構想が、いまだに排除／包摂という２項対立を打破できていないと指摘し、包摂概念を「政治的文脈」という１つの領域に収斂させるのではなく、排除／包摂概念のもう一つの次元として、自己の肯定的アイデンティティの再確立に向けた「文化的側面」を含む、多面的で複層的なものとして包摂メカニズムを捉える必要があると論じている。

この樋口論文で提示されている研究視座は、本稿の問題意識とも共通する部分が多い。すなわち、雇用情勢が不安定化し、二極化が進むといわれる現代の日本社会において、排除の実態を列挙するだけではなく、そこに潜む構造的要因はもちろんのこと、自己の肯定的アイデンティティという心理的要因にも焦点を当てて考察する手法は、法システムへ

[95] 樋口明彦（2004）「現代社会における社会的排除のメカニズム―積極的労働市場政策の内在的ジレンマをめぐって―」社会学論評第55巻1号、7頁。
[96] 前掲樋口（2004）、8-16頁。

のアクセスに限定されず、広く一般社会に応答し得る示唆を多く提示可能であると思われる。

このように考えると、社会的弱者の存在が顕在化し、法が前提とする社会と、社会のリアリティとが乖離した今日の日本社会においては、まず社会への参加が可能になるような施策が必要とされていると思われる。そして参加を強制したり、役割を固定化したりするのではなく、各機能システム間のスムーズな行き来を確保し、センがいうところの「選択の幅」を広く確保することが重要であると考えられる。

整理すると、グローバリゼーションが進行し雇用情勢が変化している現在においては、かつての所得の多寡に依拠した貧困概念から、人々が抱える多次元的なリスクに焦点を当てた社会的排除概念へと理念の枠組みが推移していることが見て取れる。

旧来の貧困概念においては、貧困者に対するアプローチというものは国家による最低限のサービス提供という、いわば「温情的な措置」という側面が強く出ていた。それに対し、今日の社会的排除アプローチは、多次元的な「剥奪」と「社会的紐帯の断絶」に焦点を当て、「複合的なリスク」を考慮に入れている点に特徴があると言えよう。

第三節　複合的排除状態のリアリティ

以上、第一章と第二章において、現代日本社会のリアリティおよび社会的排除論／包摂論を概観してきた。これらの考察から明らかになったことは、排除状態とは一側面に限定されて発生するものではなく、１つのきっかけをもとにして、複数の機能システムから複合的に疎外されていく状態を指すという点である。そして、複合的な排除状態の顕在化の背景には、不安定雇用の増加に代表される日本型生活保障の基盤が崩壊していることが存在しており、日本社会が今まさに従来の施策のベースとなっていた考え方を見直す必要に迫られていることが明らかになった。

上記分析から本稿の問題設定に照らして見えてきた論点は三つある。

１点目は、ある側面におけるシステムからの排除が、連鎖的に他のシステムからの排除につながり得る可能性が非常に高く、しかもそれが継

続化、固定化し得る要素を多分に含んでいるということ。

２点目は、構造的要因に伴う排除状態はいつしか心理的要素にも浸透し、個人のアイデンティティ形成や自己肯定感にまでマイナスの影響を及ぼしてしまうこと。

３点目は、構造的側面が心理的側面にも影響を及ぼし、そこで形成された心理的障壁が、システムに参加する際の大きな「見えない壁」となってしまうリアリティが存在していること、である。

これら３つの論点は互いに関連し循環関係を構成している。そして、この循環構造と「個人化」の進行は、その背景に存在している不平等状態あるいは選択の強要という事実を隠蔽し、現象として表出した事象（例えばシステムへの不参加を個人が選択したという事柄）はあくまでも個人の選択としてのみ取り扱う傾向を有する。換言するならば、基盤の喪失、自己肯定感の喪失、意欲の低下という、表面上には見えにくい背景が、実際のところは各人の行動判断の大きな部分を占めている一方で、ほとんどの場合は外部にいる人間には表出した現象だけしか捉えることができず、その背景事情については考慮することが困難となり、個人が自身の意思で行った判断であるという範疇から脱却する術を持ちえない構図になっているという、システム自体が持つアポリアが存在している。このようなリアリティを認識した上で、個人化の持つ困難性を克服し、不利状態の継続化および固定化を防ぐ手立てとしては、第一章後半部分で見た、各機能システム間のスムーズな行き来の確保を保障するという福祉政治学の知見に一定の示唆を得ることができよう。

しかしながら、果たして、「各機能システム間のスムーズな行き来」は実質的に可能なのであろうか。可能であると捉える場合、「各機能システム間のスムーズな往来」が可能になる前提として必要とされる条件は何であろうか。仮に、その前提条件が、システムへ包摂されていること、すなわち包摂メカニズムに躊躇なく留まることができる状態である点を要求していると推測するならば、社会的排除状態（social exclusion）にある人々はその範疇にすら位置づけられておらず、「各機能システム間のスムーズな往来」にはそもそも関与できないということになる。

システムへの参加やアクセスに躊躇を覚えない場合は、各機能システ

ム間のスムーズな行き来に乗ることができ、よりよい状態への移動を容易にすることによりますます有意性を獲得する一方で、システムへの参加やアクセスに躊躇や拒絶意識を覚える場合には、排除状態を緩和し社会にアクセスしやすくするはずの「各機能システム間のスムーズな行き来」自体に乗ることができず、システムに参加することにより獲得できる権利としての社会保障制度等の享受からも遠ざかり、結果としてますますシステムへの接近から遠ざかるという状態になる。

こうした、構造的排除状態のスパイラルが存在していると捉えるとき、システムへの参加やアクセスに躊躇を覚えない状態、すなわち包摂メカニズムにいる状態と、システムへの参加やアクセスに躊躇を覚える状態、すなわち疎外メカニズムにいる状態をつなぐ要因とは何であろうか。同時に、社会参加を目指す各分野における実践は、こうした現代社会のリアリティにどの程度応答しているのか、あるいはしていないのだろうか。

第Ⅰ部で見てきた社会的排除状態の実態を踏まえた上で、以下の第Ⅱ部においては、社会参加型の取り組みを目指している法教育実践の分析を中心として、システムに内在する排除性を追究しつつ、その克服に向けた取り組みの可能性を探究していく。

（以上、66巻２号）

［付記］　本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「社会的排除と法システム―システム作動要因としての属人性―」（2014年３月25日学位授与）に加筆・修正したものである。執筆にあたって、日本学術振興会「特別研究員奨励費（2011 ～ 2012年度）」（課題番号:11J56023）およびクラーク記念財団研究助成（2013年度）の交付を受けた。また、加筆・修正にあたって、北海道大学総長室事業推進経費「若手自立支援（A）」（2014年度）および文科省科学研究費補助金「若手研究（B）（2015 ～ 2017年度）」（課題番号:15K16909）の交付を受けている。